

## 第2期安堵町

# 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

安堵町

# はじめに

少子高齢化が進む昨今、子育てをめぐる環境もめまぐるしく変化を続けており、国においては平成6年の「エンゼルプラン」の策定にはじまり、平成15年の「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」の制定を経て、さらなる子育て施策に資するため、平成24年に「子ども・子育て関連3法」を制定し、保育所・幼稚園・認定こども園等、教育・保育施設の利用に係る統一した財政支援や地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業を実施するための市町村事業計画策定を義務づけ、新たな制度としてスタートしました。

また、平成28年には「児童福祉法」が改正され、法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防等が明確化されました。

さらに、令和元年10月からは「子ども・子育て支援法」の改正により、幼児教育・保育の無償化が始まり、幼児教育・保育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うこととなりました。

安堵町においては、平成27年度から令和元年度までを計画期間として策定された「第1期安堵町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を引き継ぎ、「子どもが 健やかに生まれ育つ 安堵するまち」とし、今後5年間を計画期間として「第2期安堵町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後は、この計画を実りあるものとするため、施策の実現を図り、町民の皆様のご理解とご協力を得ながら、子育て支援に取り組んでまいります。

最後となりましたが、本計画策定に係るニーズ調査にご協力いただきました保護者の皆様方をはじめ、本計画の策定にあたり、大変貴重なご意見を賜りました「安堵町子ども・子育て会議」の委員の皆様方、また関係機関及び町民の皆様に心よりお礼を申し上げます。

令和2年3月

安堵町長 西本 安博



# 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景と目的 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	2
第2章 安堵町の現状 .....	3
1 人口と出生数等の推移 .....	3
2 世帯と就業の状況 .....	6
3 子どもの教育・保育の状況 .....	8
4 子ども・子育て支援の実態（アンケート調査より） .....	9
第3章 第1期計画の主な取り組み状況と課題 .....	22
1 第1期計画の主な事業実績 .....	22
2 第1期計画の取り組み状況 .....	28
3 現状と課題のまとめ .....	32
第4章 計画の基本的な考え方 .....	34
1 基本理念と基本的視点 .....	34
2 基本目標 .....	34
3 施策の体系 .....	36
第5章 施策の展開 .....	37
1 子どもがすくすく育つ仕組みづくり .....	37
2 子どもがのびのび育つ家庭づくり .....	45
3 子どもが安心・安全に育つまちづくり .....	47
第6章 量の見込みと確保の内容 .....	49
1 事業の提供区域の設定 .....	49
2 量の見込みと確保の方策 .....	49
第7章 計画の推進にあたって .....	56
1 計画の推進の担い手と役割 .....	56
資料編 .....	57
1 アンケート調査実施概要 .....	57
2 安堵町子ども・子育て会議設置要綱 .....	58
3 安堵町子ども・子育て会議委員名簿 .....	60



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

子どもは、次の時代を担うかけがえのない宝物であり、これからのまちをつくる貴重な存在です。社会の希望であり未来をつくる力である子どもが安心して育つことができる環境、安心して子どもを生み育てることのできる環境を整備していくために、社会全体で子育てを支えていくことが重要です。

しかしながら、近年における出生率の低下に伴い、少子化は急速に進んでいます。また、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、多くの子育て家庭が子育てへの不安感や孤立感を抱いている現状があります。

国では、子育てしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的とした「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立し、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から施行されました。また、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等を講じていくことが掲げられています。「子ども・子育て関連3法」の1つである「子ども・子育て支援法」では、都道府県、市区町村に、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられています。平成28年6月には「児童福祉法」が改正され、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されるとともに、令和元年6月にも改正が行われ、子どもの養育に携わる人全般を対象に、しつけ名目での体罰の禁止が明文化されました。

さらに、令和元年5月には、保護者の幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的とする、幼児教育・保育を無償化するための「改正子ども・子育て支援法」が成立し、令和元年10月から全面的に実施されています。

安堵町（以下「本町という。」）においては、平成17年3月に「あんど子育て支援地域計画—安堵町次世代育成支援行動計画—」を、平成27年3月に「安堵町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、子ども・子育てに関する取り組みを総合的に推進してきました。

このたび、第1期計画の計画期間が令和元年度で満了となることに伴い、近年の社会情勢や本町の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの健やかな成長と子どもの育ちを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に、「第2期安堵町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）に位置づけられるとともに、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」（任意計画）と一体的に策定するものです。

## 3 計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年次とする5年間の計画です。

										(年度)
H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
第1期子ども・子育て支援事業計画					第2期子ども・子育て支援事業計画 (本計画)					

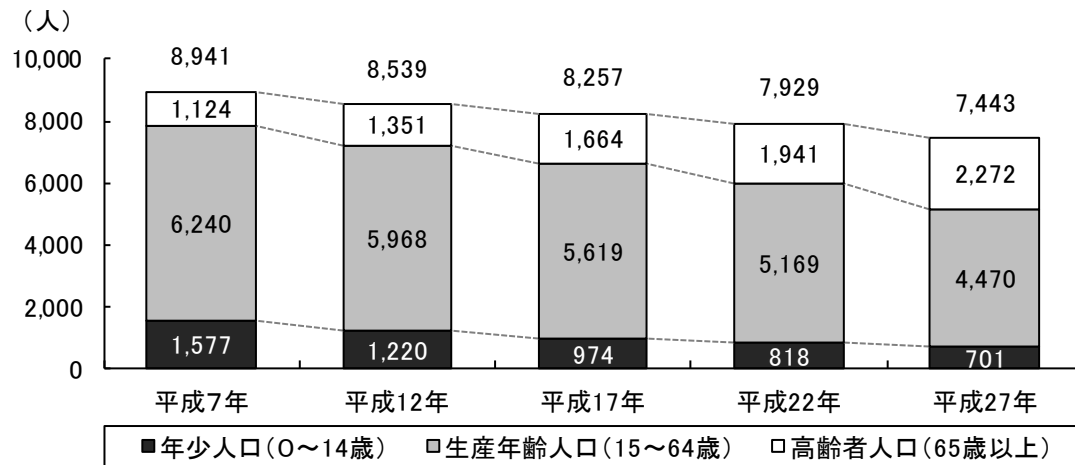
## 第2章 安堵町の現状

### 1 人口と出生数等の推移

#### (1) 人口

##### ① 総人口及び3区分別人口の推移

本町の総人口は減少しています。年齢3区分別にみると、65歳以上の高齢者人口は増加し続けており、15～64歳の生産年齢人口、0～14歳の年少人口は減少し続けています。



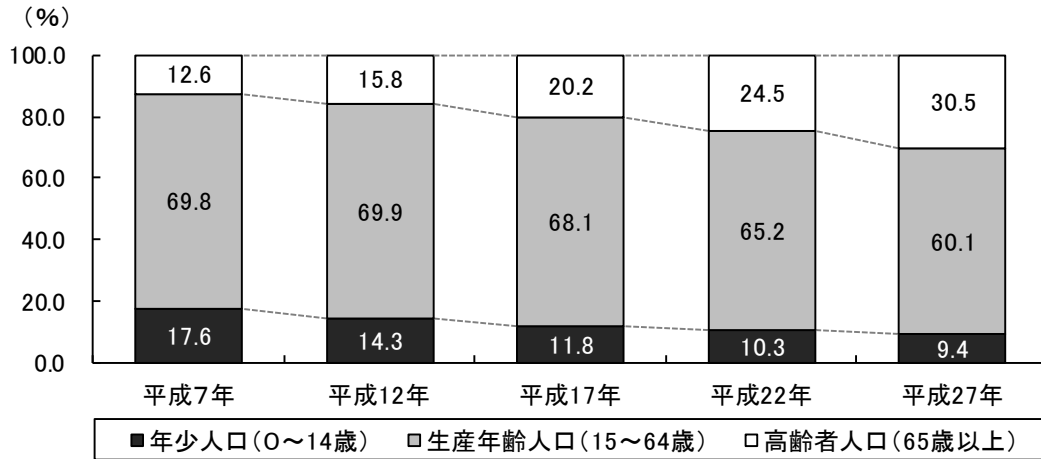
資料: 国勢調査

※総人口は年齢不詳人口を含むため、合計値と一致しない場合があります。



## ② 3区分別人口構成比の推移

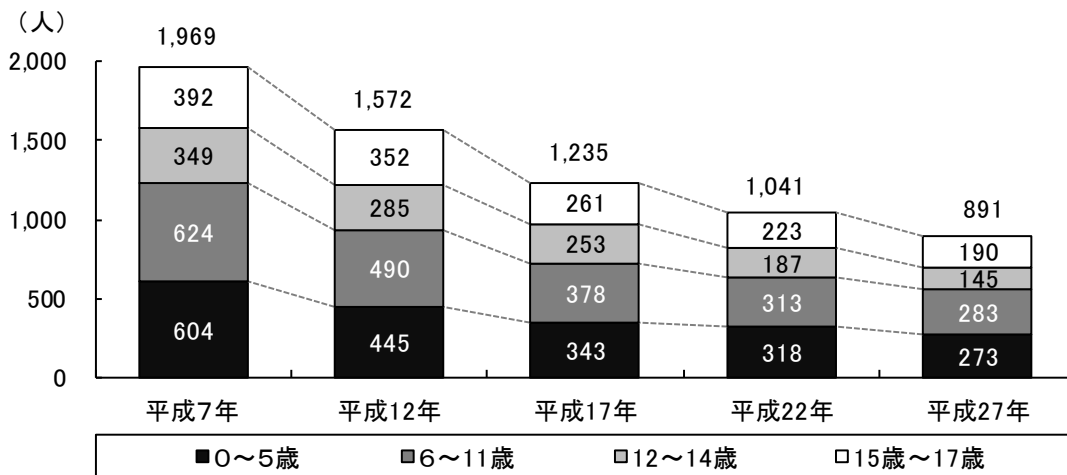
人口構成比を年齢3区分別にみると、平成7年から平成27年にかけて65歳以上の高齢者人口は17.9ポイント増加していますが、0～14歳の年少人口は8.2ポイント減少しており、少子高齢化が進行しています。



資料: 国勢調査

## ③ 18歳未満人口の推移

18歳未満人口は各区分ともに減少し、平成7年には1,969人であったのが平成27年には891人と、20年間で1,078人減少しています。

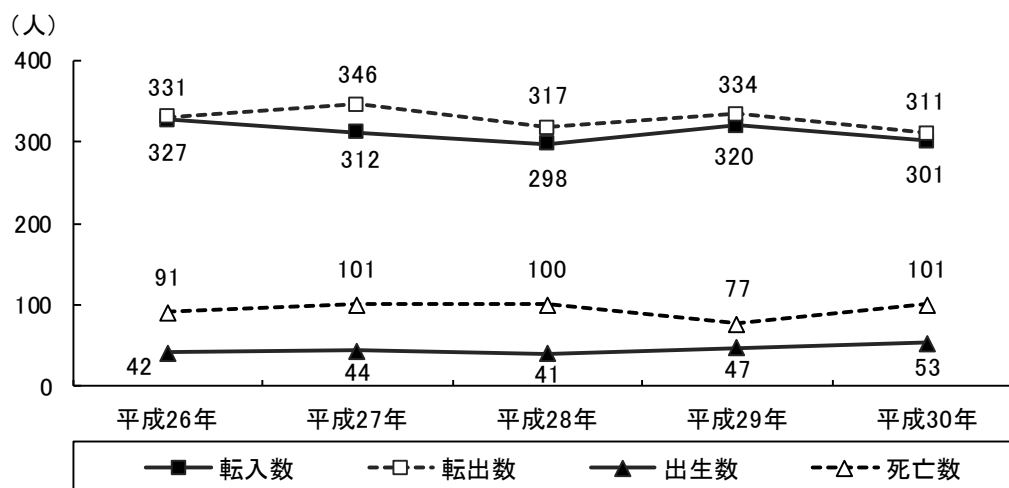


資料: 国勢調査

## (2) 人口動態

### ① 社会動態・自然動態の推移

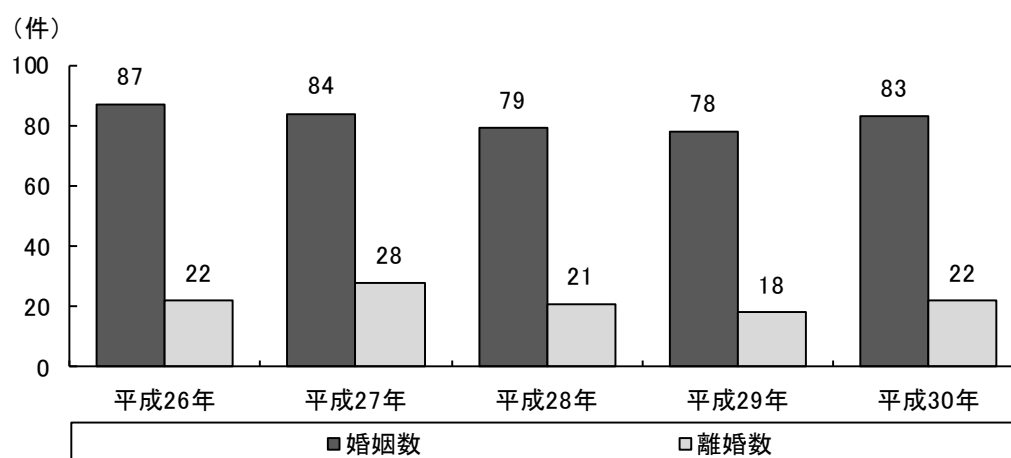
社会動態は平成 27 年以降、転入数に比べ転出数が多く社会減が続いています。また、自然動態についても、各年とも死亡数が出生数を上回り、自然減が続いています。



資料: 住民基本台帳

### ② 婚姻数・離婚数の推移

婚姻数は平成 26 年から平成 29 年にかけて減少していましたが、平成 29 年から平成 30 年にかけては増加しています。離婚数は 10~20 件台を推移しています。



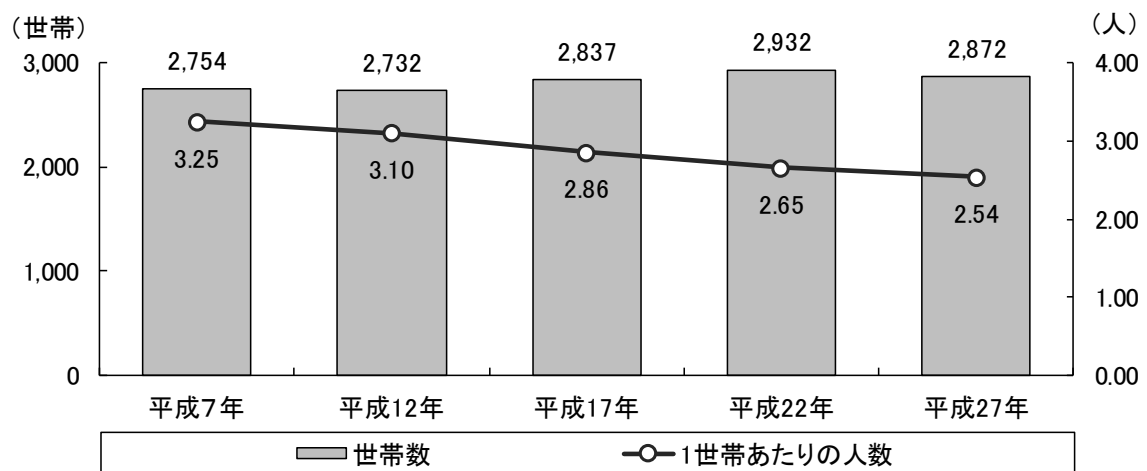
資料: 住民基本台帳

## 2 世帯と就業の状況

### (1) 世帯の状況

#### ① 世帯数と1世帯あたりの人数の推移

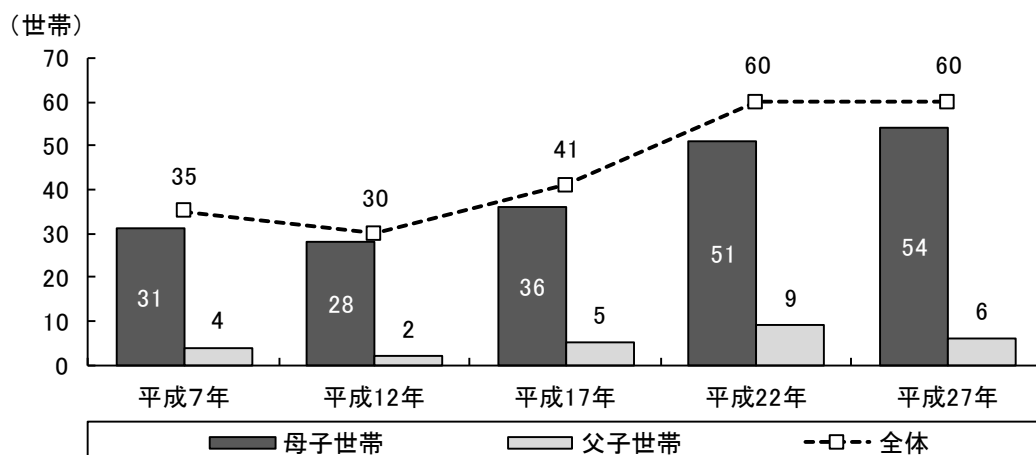
世帯数は平成7年から平成22年にかけて増加していましたが、平成22年から平成27年にかけては減少しています。1世帯あたりの人数については、平成7年以降減少しています。



資料: 国勢調査

#### ② ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数は増加傾向にあり、平成22年、平成27年では60世帯と、平成12年の2倍となっています。



資料: 国勢調査

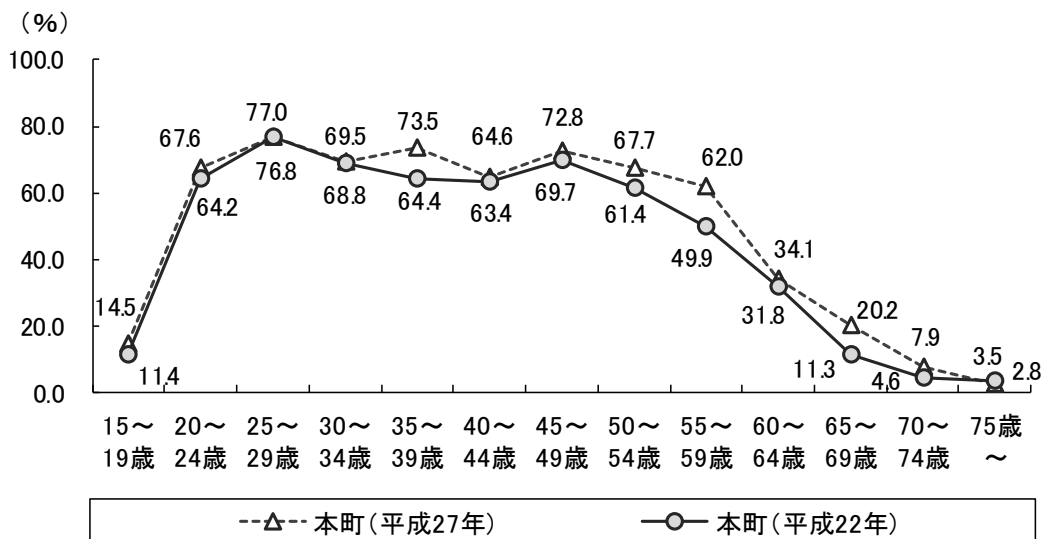
## (2) 労働力状態

### ① 女性の労働力率

本町の平成27年の女性の労働力率は、特に35～39歳、55～59歳で約10ポイント上がるなど、35～39歳以降の多くの年代において平成22年から上昇しています。

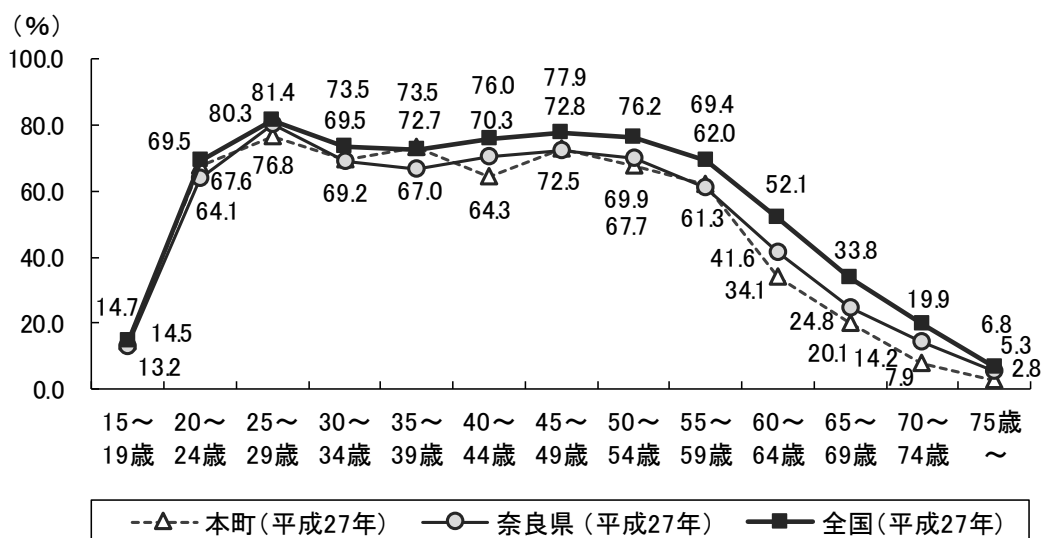
また、平成27年の労働力率を奈良県、全国と比較すると、39歳以前は奈良県、全国に比べ高い水準となっており、40歳以降は全国に比べ低い水準となっています。

#### ■本町における経年比較



資料: 国勢調査

#### ■本町、奈良県、全国の比較



資料: 国勢調査

### 3 子どもの教育・保育の状況

#### (1) 幼児教育・保育の状況

保育の状況について、本町には公立保育園が1か所あり、令和元年度から安堵こども園に移行しました。また教育の状況について、私立幼稚園が1か所ありましたが、平成30年度末をもって閉園となりました。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
保育園児	児童数(人)	149	146	122	137	124
	定員(人)	250	250	250	250	170
幼稚園児	児童数(人)	34	31	21	18	10
	定員(人)	70	70	70	70	30

資料: 保育園児数「こども支援課(各年度4月1日)」  
幼稚園児数「教育総務課(各年度5月1日)」

#### (2) 小中学校の状況

##### ① 安堵小学校

本町には公立小学校が1校あります。児童数は280~300人前後で推移しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
学校数(校)	1	1	1	1	1
児童数(人)	279	285	298	286	280

資料: 教育総務課(各年度5月1日)

##### ② 安堵中学校

本町には公立中学校が1校あります。生徒数は平成27年度から平成30年度にかけて減少していましたが、平成30年度から令和元年度にかけては増加しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
学校数(校)	1	1	1	1	1
生徒数(人)	149	123	122	112	125

資料: 教育総務課(各年度5月1日)

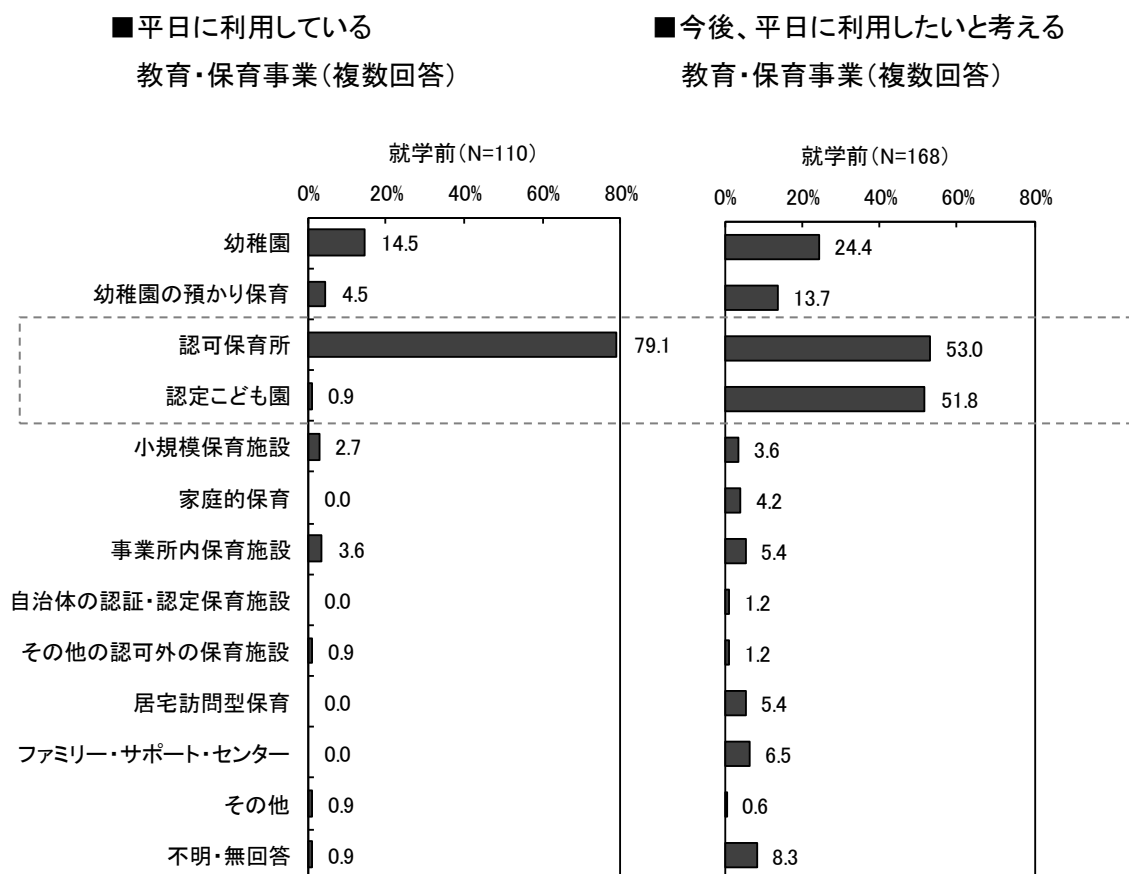
## 4 子ども・子育て支援の実態（アンケート調査より）

※アンケート調査結果は、令和元年度調査結果と一致するものと見做す。

### 教育・保育サービスについて

#### (1) 平日の定期的な教育・保育サービスについて

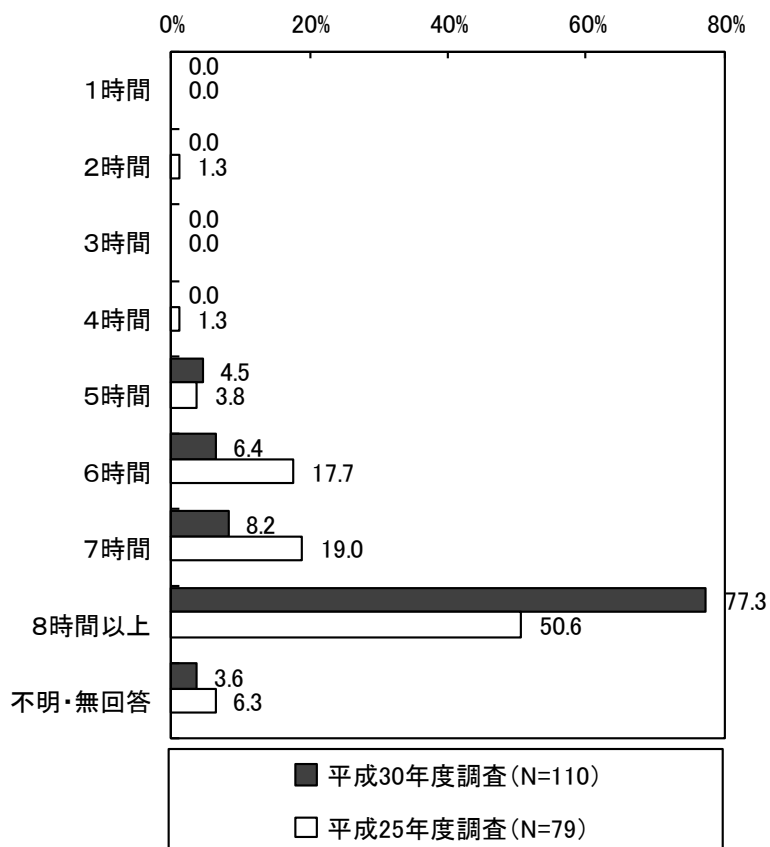
○平日に利用している教育・保育事業と、今後希望する教育・保育事業の状況については、「認定こども園」において、利用している現状と比べて利用希望が大幅に高くなっており、「認可保育所」において低くなっています。令和元年度より安堵保育園が安堵こども園となったことが背景にあると考えられます。



○利用しているサービスの1日あたりの利用時間について、平成30年度調査と平成25年度調査を比較すると、平成30年度調査において「8時間以上」が26.7ポイント増加しています。長時間にわたって、サービスを利用したいと考える保護者の割合が高くなっていることが伺えます。

■利用しているサービスの1日あたりの利用時間(数量回答)

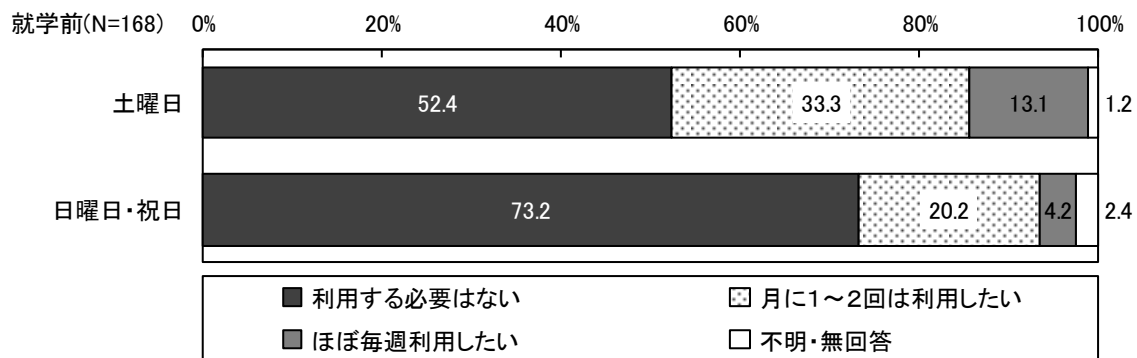
[平成30年度調査・平成25年度調査比較]



## (2) 土曜日・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育サービスについて

○土曜日と日曜日・祝日の教育・保育サービスに対する利用意向については、『利用したい』（「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」の合計）が、土曜日では46.4%、日曜日・祝日では24.4%となっています。

### ■土曜日と日曜日・祝日の教育・保育サービスに対する利用意向(単数回答)

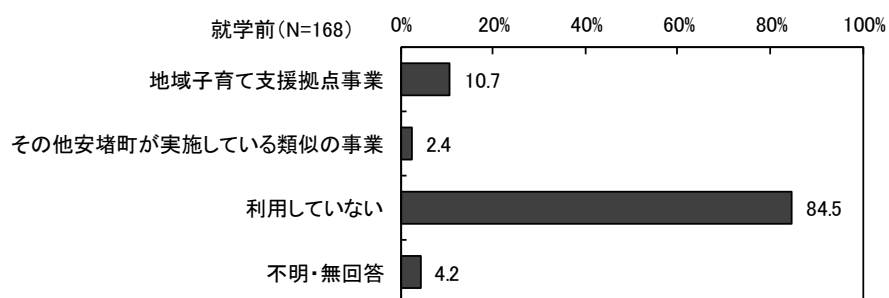


## (3) 地域子育て支援拠点事業について

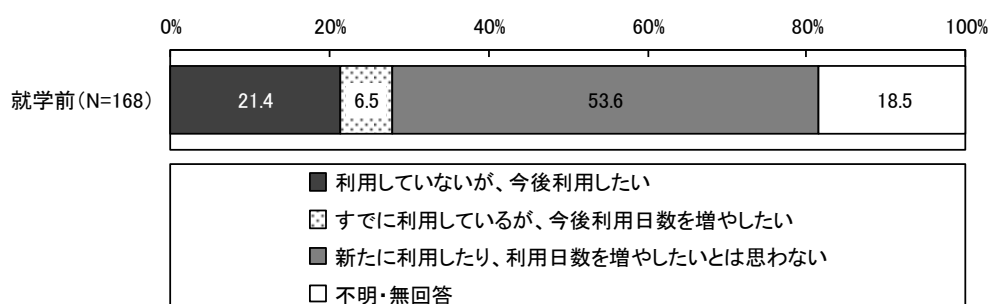
○地域子育て支援拠点事業の利用状況については、「利用していない」が84.5%と最も高くなっています。

○今後の利用意向については、『利用したい』（「利用していないが、今後利用したい」と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の合計）が27.9%となっています。

### ■地域子育て支援拠点事業の利用状況(複数回答)



### ■地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向(単数回答)

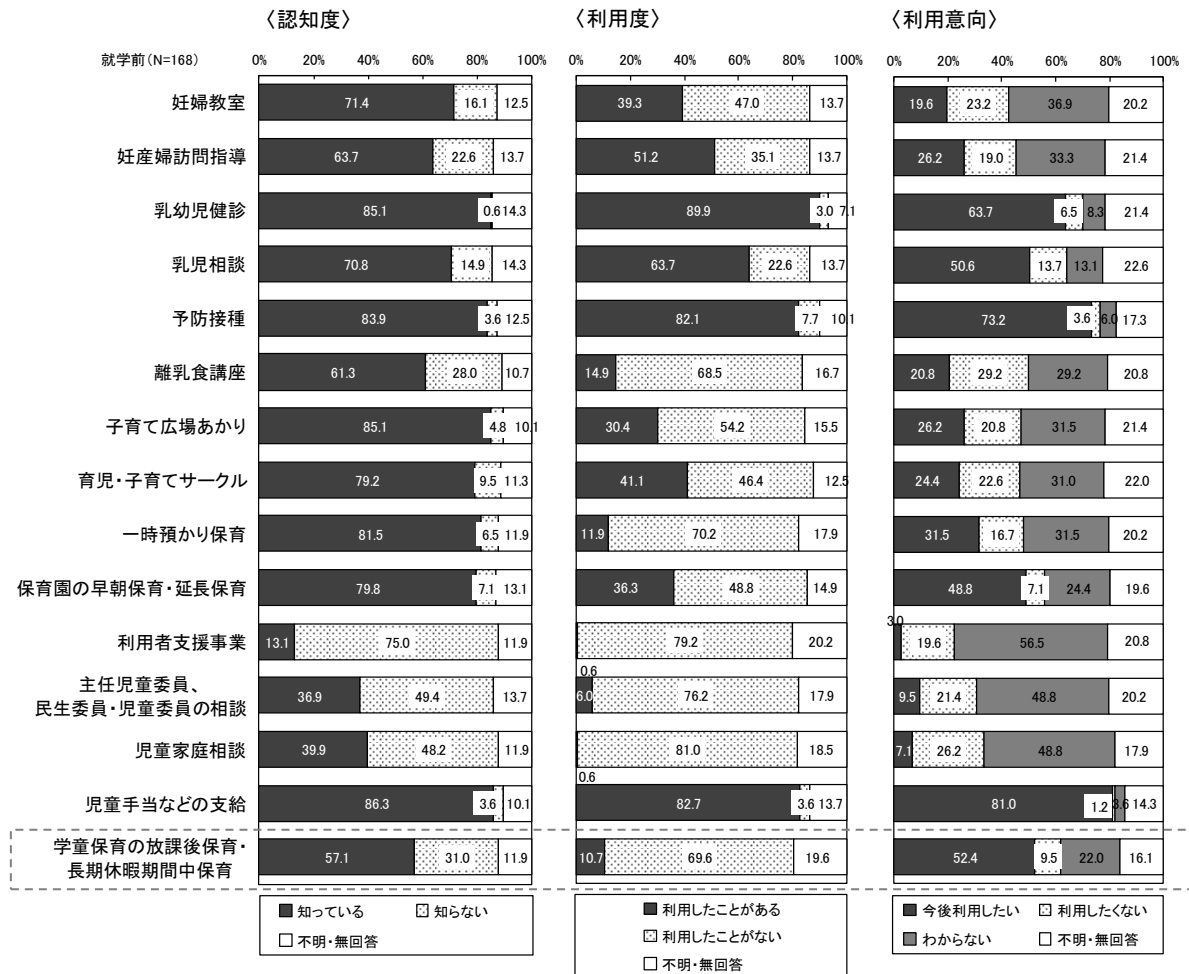




#### (4) 子育て支援サービスについて

○「学童保育の放課後保育・長期休業期間中保育」については、「利用したことがある」と比較して「今後利用したい」が高くなっており、今後の利用意向が強い傾向がみられます。

■子育て支援サービスの認知度、利用度、利用意向(単数回答)

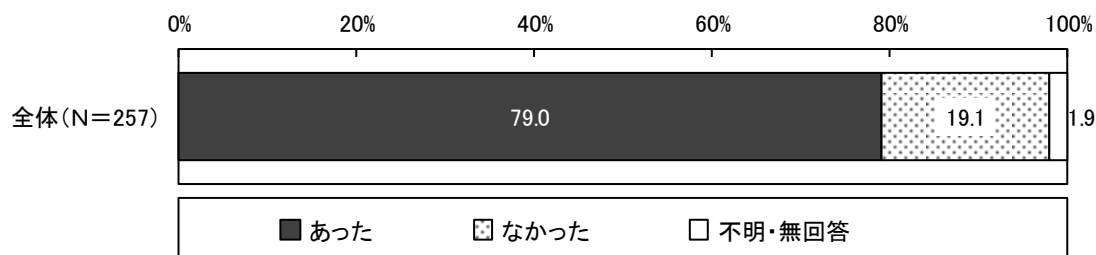


## (5) 病気の際の対応について

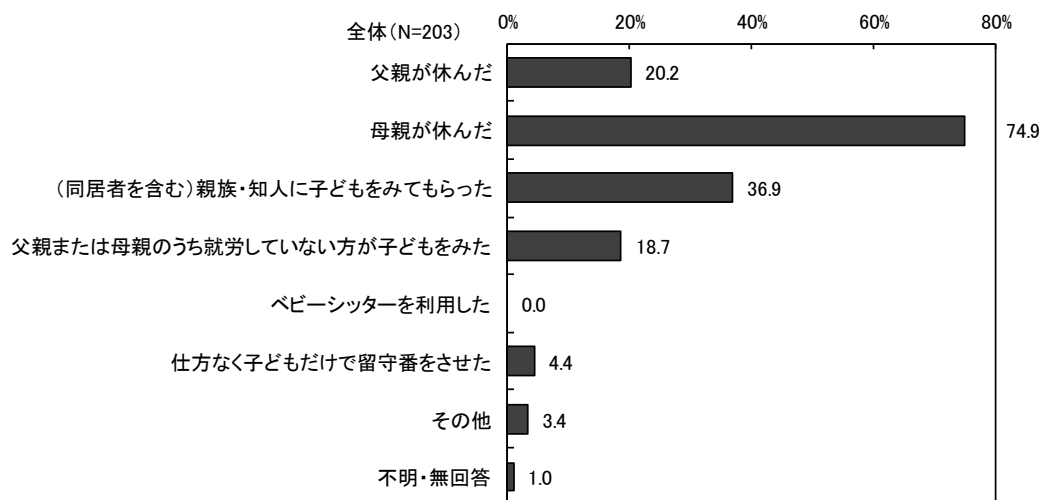
○子どもが病気やケガで教育・保育事業や小学校を休まなければならなかった経験の有無については、「あった」が79.0%となっています。その場合の対処方法については、「母親が休んだ」が74.9%と最も高くなっています。

○子どもが病気やケガの際、父親または母親が休んだ方の病児・病後児保育施設の利用意向については、「できれば病児・病後児保育施設などを利用したいと思った」が38.2%となっています。

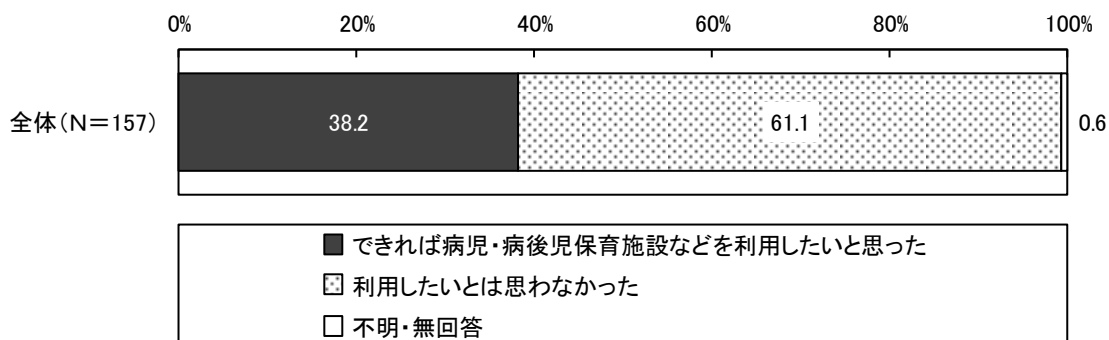
### ■病気やケガで教育・保育事業や小学校を休まなければならなかった経験の有無(単数回答)



### ■病気やケガで教育・保育事業や小学校を休まなければならなかったときの対処方法(複数回答)



### ■病児・病後児のための保育施設の利用意向(単数回答)

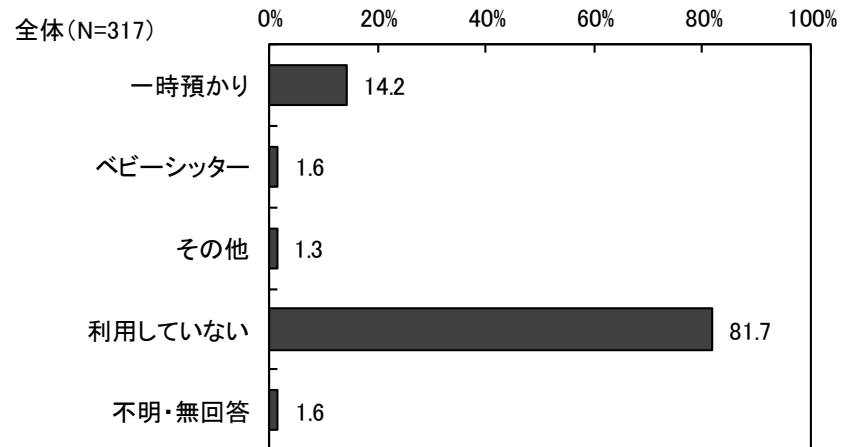


## (6) 一時預かり等の保育サービスについて

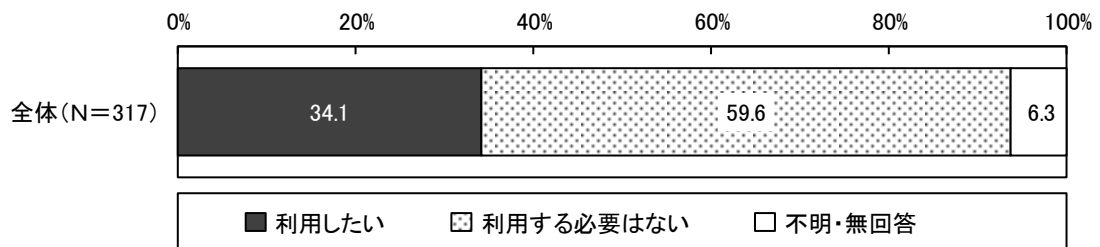
○不定期に利用している一時預かり等の保育サービスについては、「利用していない」が81.7%と最も高くなっています。

○一時預かり等の保育サービスにおける利用意向については、「利用したい」が34.1%となっています。

### ■ 不定期な一時預かりの利用状況(単数回答)



### ■ 一時預かり等の保育サービスの利用意向(単数回答)

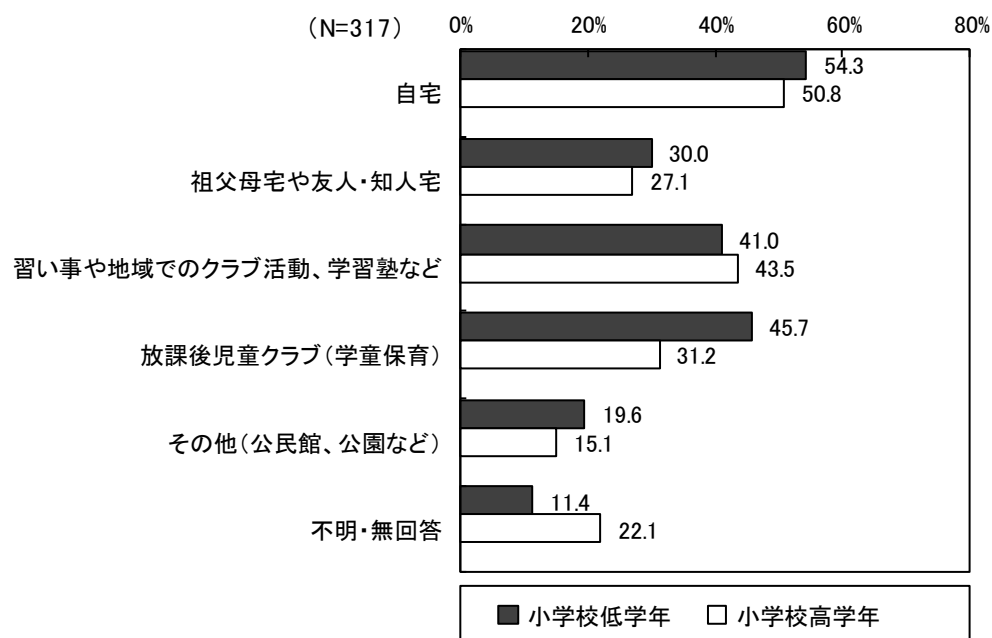


## (7) 放課後の過ごし方について

○小学校低学年のときと高学年のとき、それぞれ放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについては、「自宅」が、小学校低学年で54.3%、小学校高学年で50.8%と最も高くなっています。

○「放課後児童クラブ（学童保育）」で過ごさせたいと思うかについては、小学校低学年は45.7%、小学校高学年は31.2%と低学年での希望が高くなっています。1週間あたりの利用したい日数についてみると、「5日」が小学校低学年で41.4%、小学校高学年で37.4%と最も高くなっており、就労を前提としたサービスの利用希望が伺えます。

### ■小学校低学年・高学年における放課後に過ごさせたい場所（複数回答）



### ■放課後児童クラブの利用希望日数

放課後児童クラブ (学童保育)の利用 希望日数 (1週間あたり)	低学年のとき (N=145)		高学年のとき (N=99)	
	件数	%	件数	%
1日	6	4.1	6	6.1
2日	17	11.7	7	7.1
3日	21	14.5	15	15.2
4日	18	12.4	11	11.1
5日	60	41.4	37	37.4
6日	6	4.1	7	7.1
7日	0	0.0	0	0.0
不明・無回答	17	11.7	16	16.2

## 仕事と子育ての両立

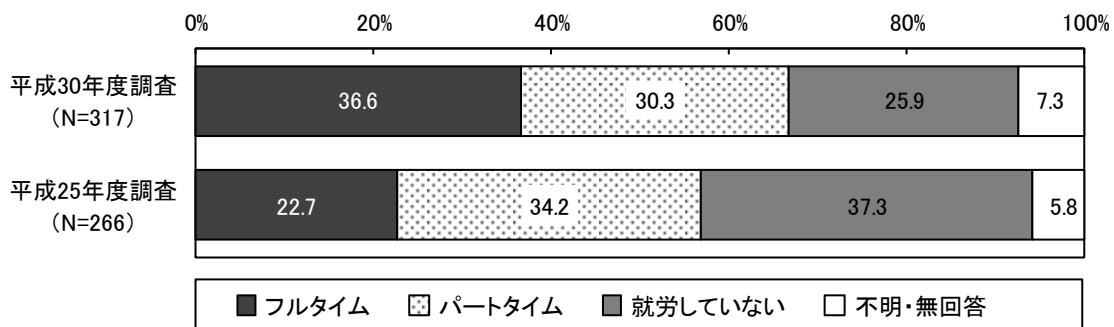
### (1) 両親の就労状況について

○母親の就労状況について、平成30年度調査と平成25年度調査を比較すると、「フルタイム」が13.9ポイント増加し、「就労していない」が11.4ポイント減少しています。

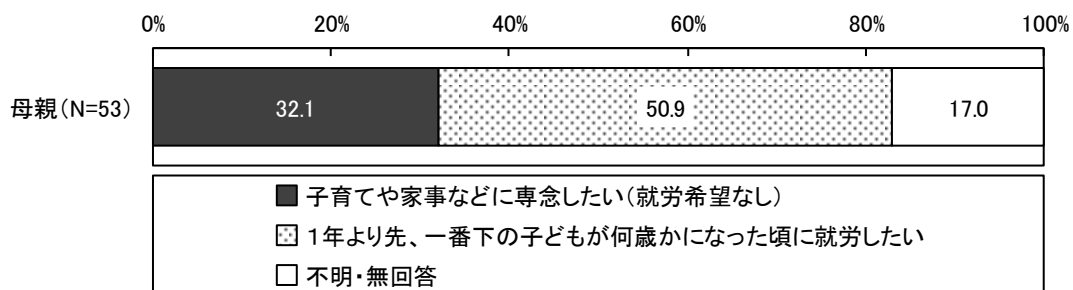
○未就労の母親の就労希望については、「1年より先、一番下のお子さんが何歳かになったころに就労したい」が50.9%と最も高くなっています。

○子どもが生まれた時の育児休業取得状況については、母親では「取得した(取得中である)」が42.9%、父親では「取得していない」が76.2%と最も高くなっています。

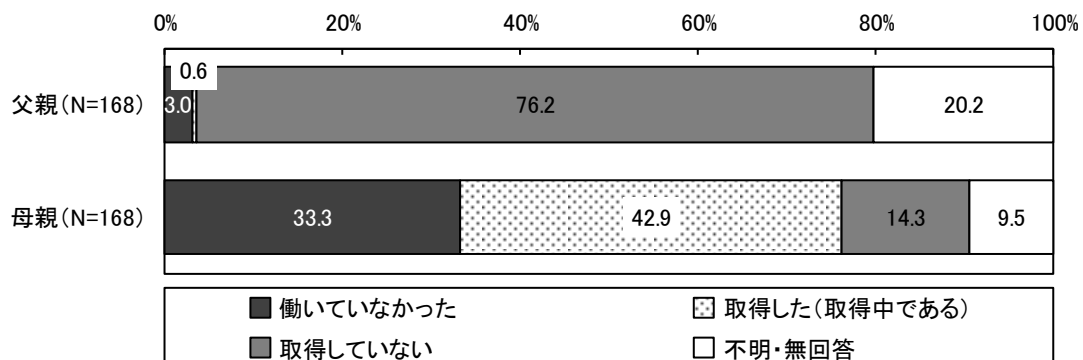
#### ■母親の就労状況(単数回答)[平成30年度調査・平成25年度調査比較]



#### ■未就労の母親の就労希望(単数回答)



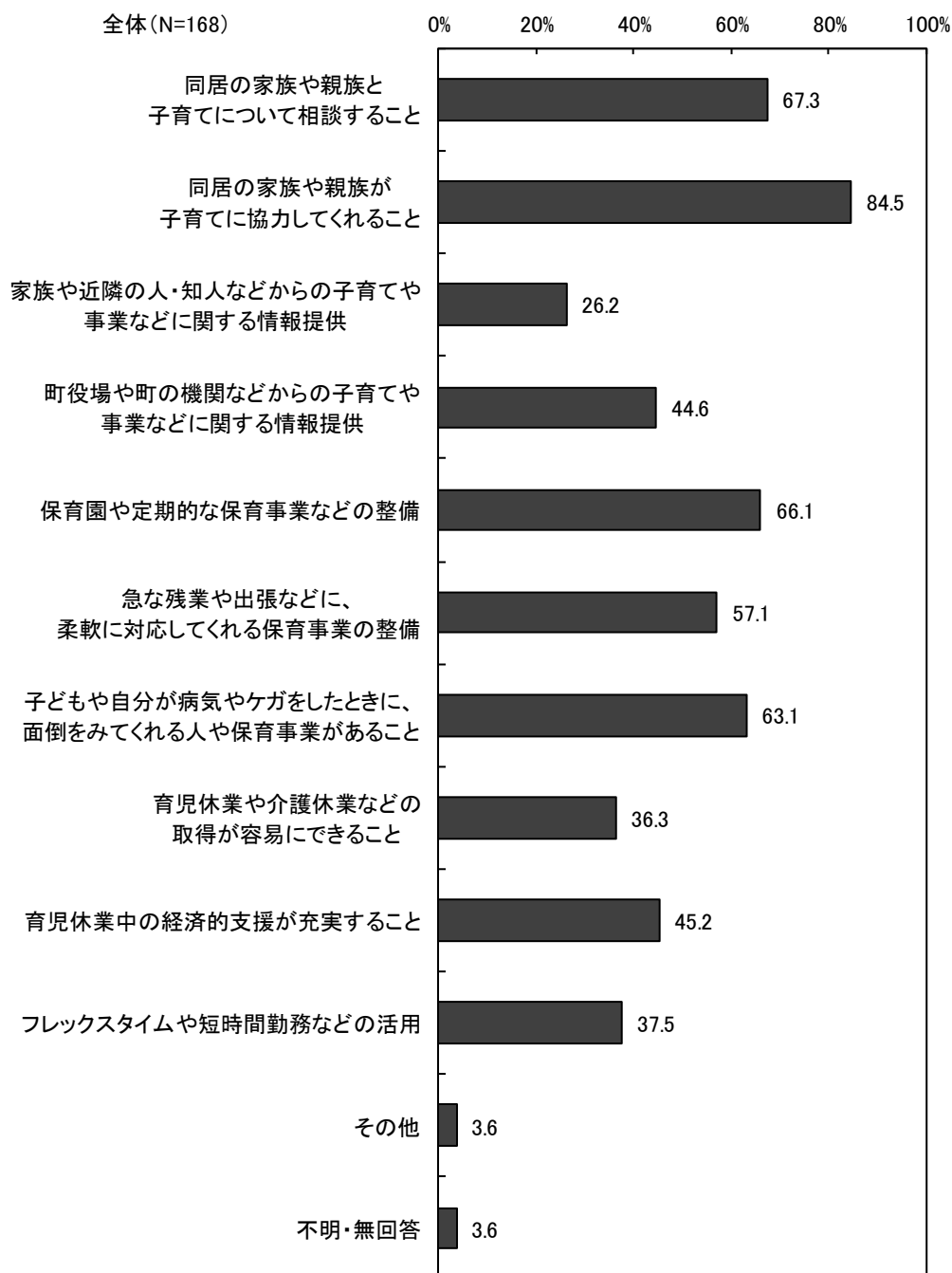
#### ■子どもが生まれた時の育児休業取得状況(単数回答)



## (2) 仕事と子育てを両立するうえで必要だと思うことについて

○仕事と子育てを両立するうえで必要なことについては、「同居の家族や親族が子育てに協力してくれること」が84.5%と最も高く、次いで「同居の家族や親族と子育てについて相談すること」が67.3%と、同居の家族や親族の重要さが伺えます。

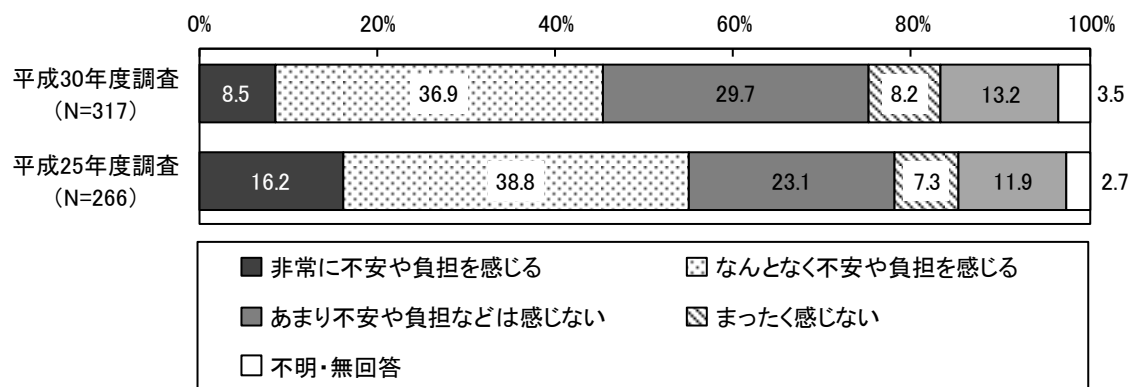
### ■仕事と子育てを両立するうえで必要だと思うこと(複数回答)



## 子育てにおける悩み

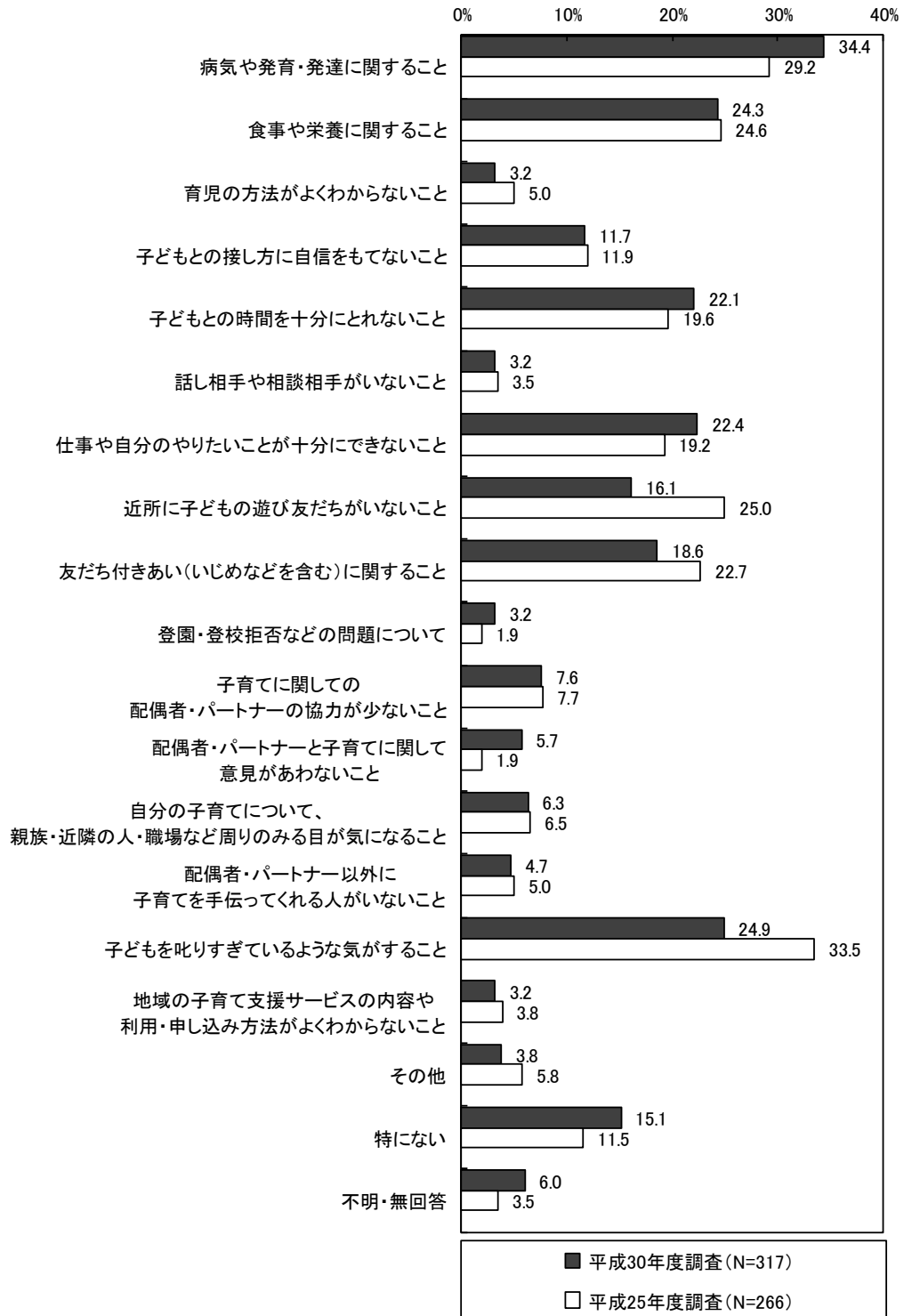
- 子育てに関する不安感や負担感について、平成30年度調査と平成25年度調査を比較すると、『不安や負担を感じる』（「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」の合計）が9.6ポイント低くなっていますが、平成30年度調査において45.4%が子育てに関して不安や負担を感じています。
- 子育てに関して悩んでいることや気になることについて、平成30年度調査と平成25年度調査を比較すると、「病気や発育・発達に関すること」、「子どもとの時間を十分にとれないこと」、「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」、「登園・登校拒否などの問題について」で、平成30年度調査の方がそれぞれ高くなっています。

■子育てに関する不安感や負担感について(単数回答)[平成30年度調査・平成25年度調査比較]



■子育てに関して悩んでいることや気になること(複数回答)

[平成30年度調査・平成25年度調査比較]



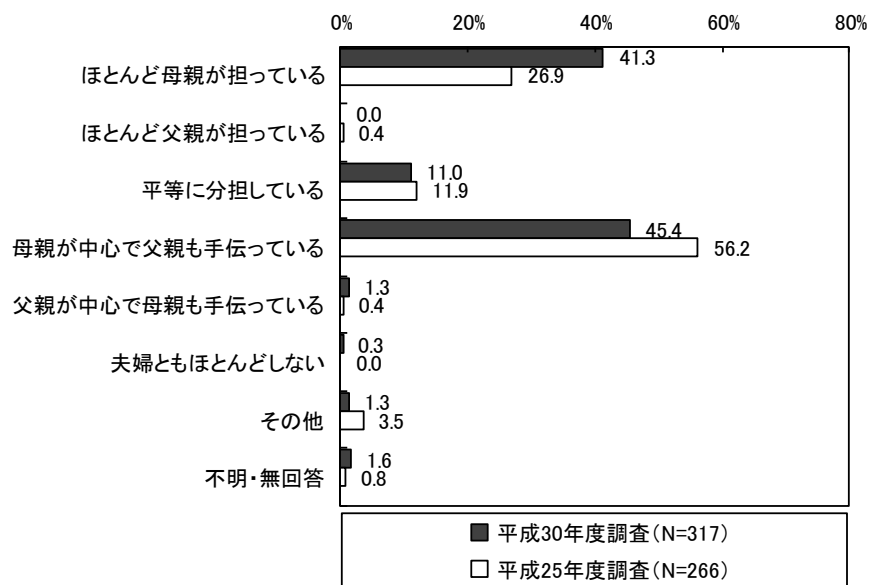


## 子育てをとりまく環境

### (1) 子育てにおける家庭での父親と母親の役割について

○子育てにおける家庭での父親と母親の役割について、平成30年度調査と平成25年度調査を比較すると、特に「ほとんど母親が担っている」が平成30年度調査で高くなっており、「母親が中心で父親も手伝っている」が低くなっています。

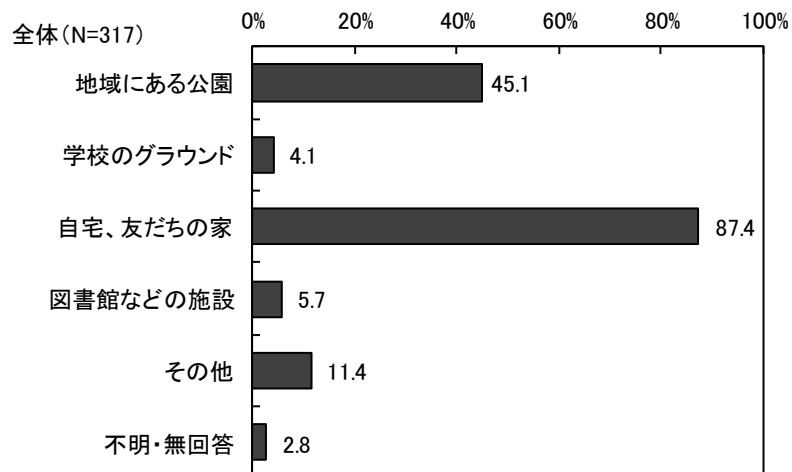
■子育てにおける家庭での父親と母親の役割(単数回答)[平成30年度調査・平成25年度調査比較]



### (2) お子さんの普段の遊び場について

○お子さんの普段の遊び場については、「自宅、友だちの家」が87.4%と最も高くなっています。

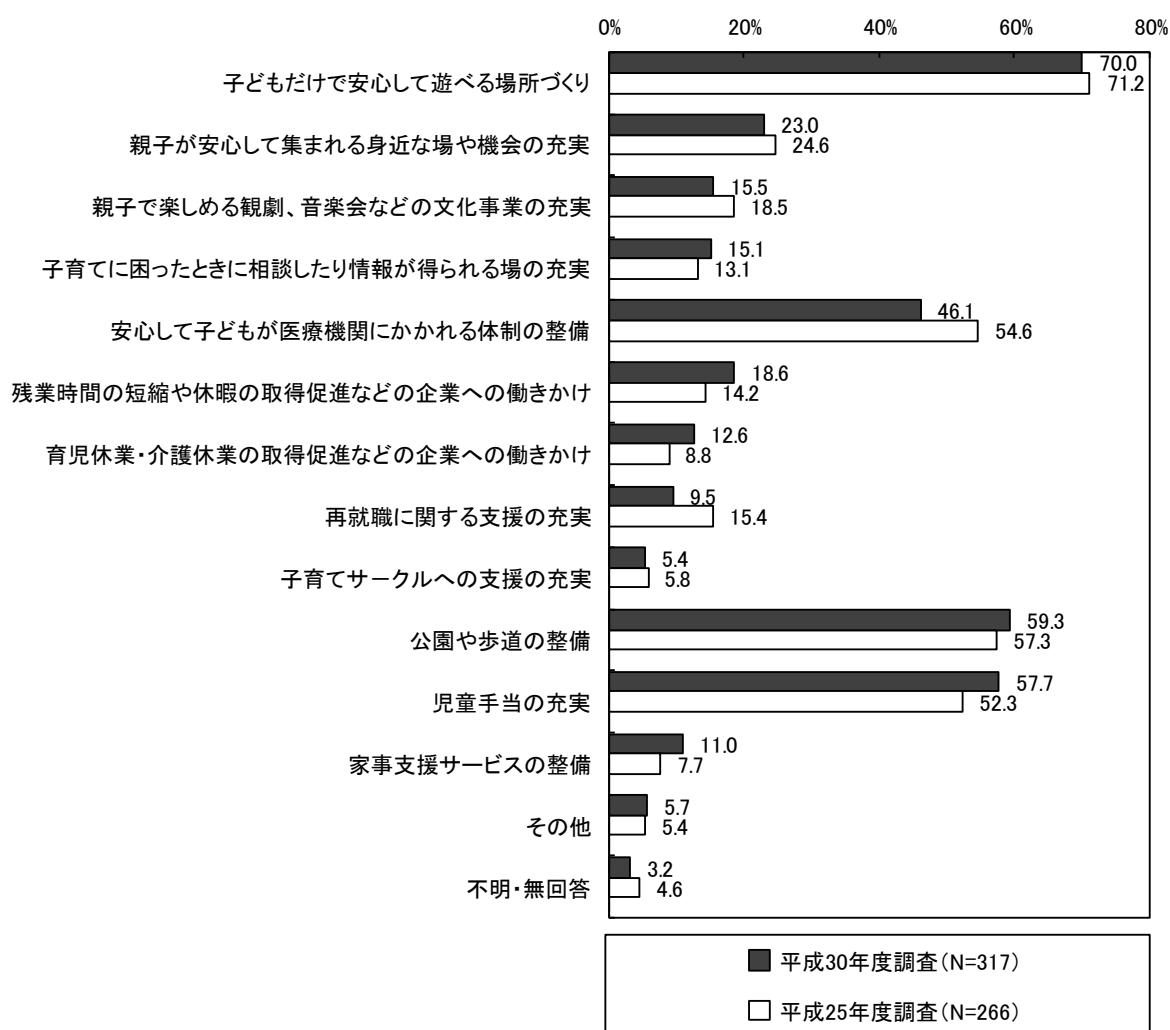
■お子さんの普段の遊び場について(複数回答)



### (3) 希望する子育て支援について

○希望する子育て支援について、平成30年度調査と平成25年度調査を比較すると、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」、「再就職に関する支援の充実」等が平成25年度調査と比べ、平成30年度調査で低くなっています。また、「児童手当の充実」、「残業時間の短縮や休暇の取得促進などの企業への働きかけ」等が平成30年度調査において高くなっています。

■希望する子育て支援について(複数回答)[平成30年度調査・平成25年度調査比較]



# 第3章 第1期計画の主な取り組み状況と課題

## 1 第1期計画の主な事業実績

### (1) 教育・保育事業

量の見込み:どのくらいの需要があるか  
確保の内容:どのくらい供給するか

#### ■教育事業【1号認定】

単位:実利用人数/年間

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
計画値	量の見込み	43	15	44	16	40	14	41	15	40	14
	確保の内容	70		70		70		70		70	
実績値		34		31		21		18*		10	

※ 平成30年度は3歳児の入園募集を行っていなかったため、4～5歳児の2学年の合計人数となっています。令和元年度は安堵こども園を利用している、1号認定を受けた幼児の人数です。

平成30年度末をもって町内の幼稚園は閉園しました。1号認定の受け入れは、平成27年度から令和元年度まで量の見込みの半分を下回っています。

#### ■保育事業【2号認定】

単位:実利用人数/年間

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	88	90	82	83	82
	確保の内容	88	90	82	83	82
実績値		97	93	95	74	72

令和元年度より安堵保育園は安堵こども園に移行しました。2号認定の受け入れは、平成29年度から平成30年度にかけて減少し、平成29年度までは量の見込みを上回る実績で推移していましたが、平成30年度から令和元年度にかけては量の見込みを下回っています。

#### ■保育事業【3号認定(0歳児)】

単位:実利用人数/年間

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	10	9	9	9	9
	確保の内容	9	9	9	9	9
実績値		3	6	4	9	4

3号認定(0歳児)の受け入れは、平成30年度を除き、量の見込みを下回っています。

■保育事業【3号認定(1～2歳児)】

単位:実利用人数/年間

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	56	56	54	53	51
	確保の内容	56	56	54	53	51
実績値		49	47	37	54	50
待機児童		0	0	0	0	6

3号認定(1～2歳児)の受け入れは、平成27年度以降40～50人前後で推移しています。平成27年度以降、量の見込みを上回る結果はありませんでしたが、令和元年度で6人の待機児童が発生しています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

■延長保育事業

単位:実利用人数/年間

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	73	74	70	70	69
	確保の内容	73	74	70	70	69
実績値						-

※ 平成30年度までは安堵保育園で、令和元年度以降は安堵こども園で実施されています。

延長保育事業は平成30年度まで安堵保育園で行われていましたが、実績値は把握できていません。

■放課後児童健全育成事業(低学年)

単位:実利用人数/年間

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	29	29	29	29	29
	確保の内容	29	29	29	29	29
実績値		53	49	48	48	-

放課後児童健全育成事業(低学年)は50人前後で推移しており、いずれの年度も量の見込みを上回っています。

■放課後児童健全育成事業(高学年)

単位:実利用人数/年間

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	4	4	4	4	4
	確保の内容	1	1	4	4	4
実績値		5※	14	12	15	-

※ 平成 27 年度は小学1～5年生を対象に、平成 28 年度以降は全学年を対象に実施しています。

放課後児童健全育成事業(高学年)は平成 27 年度以降増加傾向にあり、いずれの年度も量の見込みを上回っていましたが、放課後児童支援員の確保により希望する児童を受け入れることができました。

■子育て短期支援事業(ショートステイ)

単位:延べ利用人数/年間

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保の内容	1	1	1	1	1
実績値		0	0	0	0	-

子育て短期支援事業(ショートステイ)の実績値はありませんでした。

■地域子育て支援拠点事業

単位:延べ利用人数/年間

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	189	188	186	182	177
	確保の内容	0	94	186	182	177
実績値			64※	753	695	-

※ 平成 29 年3月より事業を開始しました。

地域子育て支援拠点事業はいずれの年度も量の見込みを大幅に上回っています。

■一時預かり事業

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)】 単位:延べ利用人数/年間

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	604	618	558	566	558
	確保の内容	604	618	558	566	558
実績値						-

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)は、平成 30 年度末に閉園した町内の幼稚園が新制度に移行しない従来型の幼稚園であったため、実績値は把握できていません。

【在園児対象を除く、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、子育て短期支援事業】

単位:延べ利用人数/年間

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	666	668	628	624	610
	確保の内容	0	0	628	624	610
実績値			10※	530	913	-

※ 平成 29 年 3 月より事業を開始しました。

在園児対象を除く、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、子育て短期支援事業は徐々に増加し、平成 30 年度には量の見込みを大幅に上回る実績がみられました。

■ファミリー・サポート・センター(就学児のみ)

単位:延べ利用人数/年間

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値						

事業は未実施。

■病児保育事業

【病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)】

単位:延べ利用人数/年間

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	33	33	31	31	31
	確保の内容	0	0	31	31	31
実績値						

事業は未実施。

■利用者支援事業

単位:か所

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	1	2	2	2

利用者支援事業は平成 29 年 3 月、平成 29 年 4 月に 1 か所ずつ開設し、事業を開始しました。

■乳児家庭全戸訪問事業

単位:実利用人数/年間

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	52	51	49	48	47
	確保の内容	52	51	49	48	47
実績値		51	49	32	44	-

乳児家庭全戸訪問事業はいずれの年度も量の見込みを下回っており、30~50 人前後で推移しています。

■養育支援訪問事業

単位:実利用人数/年間

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	15	15	15	15	15
	確保の内容	15	15	15	15	15
実績値		2	2	3	5	-

養育支援訪問事業はいずれの年度も量の見込みを下回っていますが、平成 28 年度以降、1 人ずつ増加しています。

■妊婦健康診査

単位:実利用人数/年間

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	54	53	51	50	49
	確保の内容	54	53	51	50	49
実績値		75	73	78	75	-

妊婦健康診査はいずれの年度も量の見込みを上回っており、平成 27 年度当初より 75 人前後で推移しています。



## 2 第1期計画の取り組み状況

### 【基本目標1】子どもがすくすく育つ仕組みづくり

#### 《取り組み状況》

##### 基本施策1-① 教育保育の充実(確かな学力の向上)

- 令和元年度より安堵小学校、安堵中学校に1人ずつ児童生徒支援非常勤講師を配置し、児童・生徒の確実な学力の定着や複雑化する課題に対応しました。
- 教育や人権に関する専門家を招き、教職員を対象に講演会・研修会等を実施して教職員の質の向上を図りました。
- 安堵こども園では月に2回、4～5歳児を対象として外国人講師を迎え、子どもが英語にふれる機会を設けました。
- 安堵小学校では年に1回、来年度入学予定の新1年生を対象として、体験授業や小学1年生との交流を実施しました。
- 安堵中学校では、来年度入学予定の新1年生を対象として体験授業や施設見学を実施しました。
- 令和元年度より、安堵こども園と安堵小学校の交流・連携・接続をより強化するため、接続カリキュラムを策定しました。

##### 基本施策1-② 教育保育の充実(保育サービス・子育て支援サービス)

- 安堵こども園の一時預かり事業【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)】及び0～2歳児保育では保育室の確保が難しく、特に0～2歳児保育では、令和元年度には待機児童が発生しました。
- 一時預かり事業【在園児対象を除く、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、子育て短期支援事業】では0～2歳児を中心に利用者が増加し、それに伴う保育教諭の確保が間に合っていない。

##### 基本施策2-① 健康づくりの推進(健康づくり)

- 新生児訪問・乳幼児訪問や乳幼児健康診査事業、妊産婦訪問等、妊娠初期から出産期、育児期までさまざまな事業・教室等を実施しました。
- 歯磨き教室や安堵こども園でのわくわくタイム等を通じ、子どもの健康づくりに取り組みました。

##### 基本施策2-② 健康づくりの推進(食育の推進)

- 食生活改善推進協議会が中心となり、安堵こども園・安堵小学校での「ごはんの手づくり体験」や「親と子の食育教室」を開催しました。
- 安堵こども園と安堵中学校合同の芋ほり体験や、子どもと地域の農家とのふれあい等、「食」を通じたふるさとをつながりや愛着を強める取り組みを行いました。

#### 基本施策3-① 地域による子育ての充実(地域における交流の促進)

- 子育てサポーターの養成や子どもと安寿会（老人会）の交流、小学6年生への子育て体験授業等、地域ぐるみで子育てを支援する取り組みが行われました。
- 親子で集える場として、地域子育て支援事業や「絵本との出会い・絵本の広場」、園庭開放等を設け、親同士で交流や相談ができる場を設けました。

#### 基本施策3-② 地域による子育ての充実(子育て支援ネットワークの確立)

- 教育・保育施設、各行政機関、医療・保健機関、福祉サービス機関、関係団体等、各関連機関が連携して子ども家庭を支えました。

#### 基本施策4-① 特別な支援が必要な子どもへの対応(配慮を要する子どもへの支援)

- 安堵こども園に支援保育教諭、安堵小学校に特別支援教育支援員を配置し、障害のある子どもへの支援を行っています。また、障害のある子どもの適正な就学を図るため、就学指導委員会での調査、審査活動を行っています。

#### 《今後強化が必要な取り組み》

- ▽安堵こども園において保育室の確保を再検討し、特に0～2歳児保育にあたっては待機児童解消に努めることが必要です。
- ▽安堵こども園・安堵中学校の食育交流に加え、安堵こども園・安堵小学校でも食育交流を実施するなど、安堵小学校への就学が円滑になるよう、連携を強化することが必要です。
- ▽幼児教育・保育の無償化から保育ニーズが高まっていることも加味し、保育士の確保に努めることが必要です。

## 【基本目標 2】子どもがのびのび育つ家庭づくり

### 《取り組み状況》

#### 基本施策1-① 子育てしやすい家庭環境づくり(経済的支援の充実)

○平成 28 年度より安堵中学校卒業までの医療費を助成する支援(自動給付方式)、また令和元年度より乳幼児を対象に現物給付方式の支援が始まるなど、親が子育てをしやすいような経済的支援を実施しました。

#### 基本施策1-② 子育てしやすい家庭環境づくり(家庭教育への支援の充実)

○乳幼児期には、ベビーマッサージや絵本、ふれあい遊び等の紹介、3～5歳児には「おはよう・おやすみ・おてつだい」約束運動等、子どもの発達段階に応じた支援を実施しました。

#### 基本施策1-③ 子育てしやすい家庭環境づくり(子育て家庭への支援)

○虐待防止や早期発見のためのスクリーニング、発達支援が必要な子どもへの心理相談の機会等の支援を行いました。また虐待防止ネットワークでは、要保護児童対策地域協議会で会議・管理を行い、子どもの安全確認や定期的な観察支援に取り組みました。

### 《今後強化が必要な取り組み》

▽各事業、教室において親同士のコミュニケーションを促進し、つながりを強め、今後も協力・助け合いができる関係性を構築できるように導く必要があります。

### 【基本目標3】子どもが安心・安全に育つまちづくり

#### 《取り組み状況》

##### 基本施策1-① 子どもの安全の確保

###### (子どもの交通安全を確保するための活動の推進)

- 小学1年生になる子どもたちへの交通安全教室や小学生のための自転車教室を行い、子どもの安全確保に努めました。
- 親に対しては、交通安全教育にあたる民間指導者の育成や子どもの見守り運動の推進等を行い、子どもを交通事故から守る体制をとりました。
- 就学前児童を対象に、安堵こども園において西和警察の指導のもと、安堵町交通安全母の会主催による交通安全教室を行い、子どもの安全教育に努めました。

##### 基本施策1-② 子どもの安全の確保

###### (子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進)

- 小学1年生への防犯ブザーの配布やDVDでの防犯学習等、子どもが犯罪等の被害に遭わないように努めました。
- 防犯の会議や町内外の関係機関との連携による防犯に努めました。また、安堵町内には「こども110番の家」が115軒登録されており、地域で子どもの安全を確保する取り組みを行いました。

##### 基本施策1-③ 子どもの安全の確保(子どもの健全育成の推進)

- 安堵小学校を対象に、年に1回「たばこ学習」の機会を設けているほか、青少年健全育成協議会が定期的に街頭指導を行い、子どもの健全育成を図りました。

#### 《今後強化が必要な取り組み》

- ▽子どもへの交通安全の周知や安堵小学校全学年への交通安全教室の実施を検討します。
- ▽子どもを犯罪被害から守るために、「こども110番の家」の設置状況を確認し、設置の偏りがでないように努めることが必要です。
- ▽公園の維持管理について自治会と協力して、改良及び補修に取り組むことが必要です。

### 3 現状と課題のまとめ

#### (1) 保育ニーズの高まりへの対応

全国的に女性の労働力率は上昇しています。本町においても、女性の労働力率は平成 22 年から平成 27 年にかけて多くの年代で上昇しており、35～39 歳では 10 ポイントほど上がっています。

アンケート調査結果においても、保護者の就労状況について、「フルタイム」で働く女性が第 1 期計画策定時の調査と比べ、10 ポイント以上高くなっています。また、就学前児童対象の教育・保育サービスを利用している人の「一日あたりの利用時間」で「8時間以上」が 20 ポイント以上高くなっており、保育ニーズが高まっていることが考えられます。

幼児教育・保育の無償化を加味すると、今後もさらなる保育ニーズの高まりが考えられることから、保育サービスの受け皿確保をはじめとする、提供体制の充実を図ることが求められます。

#### (2) 子どもの育ちや子育てに関する不安や負担の軽減

アンケート調査結果において、子育てに関して「不安や負担を感じる」と答えた人が約半数を占めています。悩んでいることや気になることについては、「病気や発育・発達に関すること」が最も高く、病児や発育・発達に遅れがある気がかりな子どもの支援が必要になります。その他にも「食事や栄養に関すること」、「子どもとの時間を十分に取れないこと」、「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」、「子どもを叱りすぎているような気がする」等が多く挙げられました。子育て家庭が抱えるさまざまな悩みに対して、気軽に相談できる窓口の充実や効果的な情報提供が求められます。

### (3) 地域全体で子育てを支える体制づくり

近年、交通事故をはじめとする子どもが巻き込まれる事故や犯罪が頻発しています。そのようななかで、子どもが健やかに成長し、また親が安心して子育てをしていくためには、地域での支えが重要となります。子ども自身は多様な経験を経ることでのびのびと育つことができ、子育て中の親や家庭は、地域との交流機会を持つことにより、さまざまな知識や知恵を得て、子育て力の向上を期待することができます。

地域とのつながりや、人材・施設等の地域資源を生かし、地域全体における子育て支援を充実するとともに、その取り組みに対して参加しやすい雰囲気づくりをしていくことが重要です。

また、アンケート調査結果において、まちに希望する子育て支援について、「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」や「公園や歩道の整備」等が多く挙げられており、子どもが安全に遊ぶことができる場所が求められていることが分かります。安心・安全なまちのなかで子どもたちが育っていけるような整備・支援が必要です。

# 第4章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念と基本的視点

明日を担う子どもたちが夢や希望を持ち、心豊かで健やかに育つことは、将来の社会を支え、発展するために欠かすことができません。また、子どもだけでなく、すべての人が子育てを通して幸福や喜びを感じながら希望を持って生活できるまちを目指し、第1期計画に引き続き、本計画の基本理念を「子どもが 健やかに生まれ育つ 安堵するまち」と定めます。

また、子どもが自ら「育つ」という視点をより重視し、また保護者は子どもが育つうえで第一義的責任を担うという前提のもと、私たち住民一人ひとりが子育ての担い手であるという意識を持って、生涯だれもが安心して健やかに生活できるまちづくりを目指します。

## 2 基本目標

本計画の基本目標は第1期計画で掲げた基本目標を継承しつつ、第1期計画における主要課題を踏まえることで基本理念の実現を目指します。

### ●子どもがすくすく育つ仕組みづくり

成長段階に適した教育・保育を提供し、子どもの心身の健全な発達・育成を総合的に支援します。また、子どもが自らの力で学び健やかに成長するため、幼児教育・学校教育を充実します。学校、家庭及び地域が相互に連携し、社会全体で子どもをはぐくむ意識を醸成します。

### ●子どもがのびのび育つ家庭づくり

子どもの生活や成長を一番近くで支える家庭も、生活に喜びや幸福を感じながら子どもとともに成長していくことが大切です。

子育て家庭をサポートする地域資源を活用した取り組みの推進や、男女がともに子育てをし、子育ての喜びを共有するという意識の醸成、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に努めます。

### ●子どもが安心・安全に育つまちづくり

子どもが安心して外で遊べ、安全に通園・通学できるよう、交通安全や防犯等に配慮した生活環境の整備を進めます。また、子どもが事故や犯罪被害に遭わないよう、関係機関と連携し子どもの安全の確保に努めます。

基本  
理念

子どもが 健やかに生まれ育つ 安堵するまち

基本的  
視点



基本  
目標

- 1 子どもがすくすく育つ仕組みづくり
- 2 子どもがのびのび育つ家庭づくり
- 3 子どもが安心・安全に育つまちづくり





# 第5章 施策の展開

## 1 子どもがすくすく育つ仕組みづくり

### (1) 教育・保育の充実

幼児期から教育・保育を一体的に提供できるよう努め、幼小連携の体制で各種事業を推進していきます。また、各種サービスを充実し、多様化する子育てニーズに対応できるよう検討を進めます。

#### ① 確かな学力の向上

事業名	事業内容	担当課
指導方法の改善 (少人数指導)	県教育委員会より加配を受け、通常の学級集団の少人数集団への再編成や、TT(チーム・ティーチング)方式による主担任と支援教員による複数できめ細かな指導の実施等、確実な学力定着を目指し、安堵小学校、安堵中学校で取り組みを進めます。	教育総務課
安堵町立 学校教職員 夏期研修会	夏期休業中等に教育に関わる専門講師を招き、講義及び研修会等を毎年度実施し、教職員の資質の向上を図ります。	教育総務課
安堵町人権 教育研究会	安堵こども園、安堵小学校、安堵中学校及び行政が連携し、学校・園における人権教育を推進するために総会・専門部会・研究会に分かれ、実践的に研究します。	生涯学習課
児童生徒自立 支援事業	児童・生徒の臨床心理に関して、高度で専門的な知識・経験を有する者を「スクールカウンセラー」として学校に配置し、カウンセリング機能の充実を図ります。 また、「児童生徒支援非常勤講師」、「生徒指導支援非常勤講師」を学校に配置して、複雑化する児童・生徒の課題に対応し、学校教育の活性化を図るとともに、学校生活における適応を支援します。	教育総務課
新1年生の 安堵小学校 1日体験入学	翌年度に安堵小学校に入学予定の新1年生を対象に、1日体験入学を行います。小学1年生との交流、授業や生活を体験できる機会を設け、安堵小学校生活へのスムーズな移行を支援します。	教育総務課

事業名	事業内容	担当課
学びのひろば	安堵小学校の児童を対象として、ボランティア、学校教職員、生涯学習課、教育総務課のスタッフが自主学習プログラムを実施します。児童自らが主体的に自分の課題や宿題に取り組むことで、学習習慣の定着による学力向上を図ります。	生涯学習課

## ② 保育サービス・子育て支援サービス

事業名	事業内容	担当課
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保と、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付方法を検討します。	こども支援課
低年齢児保育事業	生後6か月から2歳までの乳幼児を対象に、一人ひとりの健康状態と発達に十分配慮し、歩行や言葉の習得に向けて、愛情を込めて保育を行います。	安堵こども園
通常保育事業	保護者が居宅外で労働または居宅内で日常家事以外の労働をしている場合に幼児を預かります。	安堵こども園
保育サービスの第三者評価制度の導入	保育サービスの質を担保するため、第三者による保育サービス評価を実施します。	こども支援課
延長保育事業	保護者が通常の保育時間外に居宅外で労働または居宅内で日常家事以外の労働をしている場合に幼児を預かります。	安堵こども園
放課後児童健全育成事業	放課後、家庭において保護する者がいない安堵小学校の児童に対して一定時間生活指導を行い、児童の健全育成を図ります。子どもにとって、最善の放課後環境を検討・選択できるよう、事業内容、クラブの概要、活動内容等の情報の積極的な公開に努めます。 さらに、放課後児童支援員の研修を実施し、支援員の資質向上を図ります。	こども支援課
放課後子ども教室	安堵小学校1年生を対象として、放課後に児童が安全で健やかに過ごせる活動場所を確保するため、地域のボランティアの方々を中心となってさまざまな体験活動を実施します。実施にあたり、小学校の空き教室等の利用を促進します。また、実施プログラムや見守り等において、生涯学習課とこども支援課の連携を目指します。	生涯学習課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童福祉施設等において一時養育・保護します。	こども支援課

事業名	事業内容	担当課
一時預かり事業	保護者の急用や息抜き、断続的な就労により、一時的に保育が必要な子どもを預かります。また、一時預かり事業の利用者増加に伴い、人材の確保に努めます。	安堵こども園 こども支援課
病児保育事業	病気の回復期にある子どもを施設で預かる事業について、実施を検討します。	こども支援課
利用者支援事業	安堵こども園、安堵町福祉保健センターにおいて、利用者支援専門員が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や、必要に応じて相談・助言を行います。	安堵こども園 こども支援課 健康福祉課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、家庭の適切な養育の実施を確保します。	こども支援課

## (2) 健康づくりの推進

子どもが健やかに成長するためには、丈夫な心とからだが必要です。各種健診をはじめ、健康に関する相談受付や情報提供、食育の推進等により、子どもたちの健康づくりを進めます。

### ① 健康づくり

事業名	事業内容	担当課
妊娠届出時の受診票の交付(妊婦一般健康診査)	妊娠届出者全員に受診票を配布し、未受診妊婦がないように指導、助言しています。また、受診状況等に応じて妊婦訪問を実施します。	健康福祉課
妊娠届出による状況の確認(ハイリスクのチェック)	妊娠届出時にアンケートを実施し、支援を必要とする妊婦を把握します。喫煙等、生涯にわたる健康問題の解決に努め、必要に応じて特定妊婦として必要な機関と連携し、継続した指導を実施します。	健康福祉課
妊娠届出時パンフレット等の配布	母性健康管理指導連絡カード等について説明します。また育児休業について、男女を問わず取得できることなどの周知に引き続き努めます。	健康福祉課
妊産婦の健康づくり	妊婦とその家族を対象に、妊娠中の生活、出産、子育てに関する準備教育を行うとともに、家族の健康の担い手としての視点も含めた健康教育を実施します。また、妊産婦の身体の調整を行い、心身ともにバランスのよい健康づくりを支援します。	健康福祉課

事業名	事業内容	担当課
妊産婦訪問	早期支援、妊産婦のための教室の案内を兼ねて、妊婦全戸訪問を実施します。産婦訪問についても、新生児訪問と同時に全員に実施します。訪問時には、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業を利用できるよう、情報提供や相談支援等を行います。	健康福祉課
新生児訪問・乳幼児訪問	新生児訪問は引き続き全戸へ訪問し、乳幼児訪問は未受診児や要フォロー児を中心に、必要に応じて虐待担当者等と連携を図り実施します。また、必要に応じて助産師による母乳相談を中心とした訪問や産後うつ病の疑いがある保護者への継続訪問を実施します。	健康福祉課
乳幼児健康診査及び相談	乳児(4か月児・10か月児)、1歳6か月児、3歳6か月児に健康診査を実施し、7か月児、12か月児に健康相談を実施します。子どもの発達の確認や母親の産後うつの早期発見の視点も持ちながら実施し、疾病の早期発見・治療に結びつけます。子育て支援の内容も含め、各月齢に合わせた対応を行い、子どもの発達、発育の見通しが持てるような支援を行います。また、子どもの発達状況により心理相談へつなげ、より個別性の高い対応に努めます。	健康福祉課
口腔内の健康づくり事業	12か月児健康相談、1歳6か月児健康診査、2歳児親子歯科健康診査、3歳児歯科健康診査を実施します。各年齢の特性に合わせ、口腔内の健康づくりの基礎となるよう支援し、意識向上を図ります。	健康福祉課
歯磨き教室	年に1回、2歳児から5歳児及び小学1年生・3年生・5年生に対し、歯科衛生士による歯磨きの指導や、生涯にわたり口腔内の健康を保つことの必要性について、発達段階に応じた働きかけをします。	安堵こども園 安堵小学校
来所相談・電話相談	来所相談・電話相談では、必要に応じて随時対応します。相談内容に応じて各関係機関と連携して対応します。	健康福祉課 住民課 こども支援課
就学時健康診断	翌年度に安堵小学校に入学予定の新1年生を対象に、心身の発達について健康診断を継続して実施します。	教育総務課
体力づくり(わくわくタイム)	園児の体力づくりのために、体育講師による講習会を実施し、その内容をサーキットに取り入れ、毎朝実施できるよう、引き続き努めます。	安堵こども園
救急医療体制の充実	県の保健医療計画に基づき広域的に取り組み、産科救急医療体制整備への協力体制を維持していきます。また、三室休日応急診療所の診療体制の周知に引き続き努めます。	健康福祉課

事業名	事業内容	担当課
予防接種	<p>予防接種法等に基づき、町内医師、広域医師会等の協力を得て実施します。また、予防接種の知識の普及や接種率向上のため、個人通知や就学児健診を利用し、接種確認、呼びかけを行います。</p> <p>また、予防接種法改正に伴う定期接種の種類増加等について保護者に啓発するとともに、無理なく予防接種を受けることができるよう、スケジュールの組み立てを支援します。</p>	健康福祉課

## ② 食育の推進

事業名	事業内容	担当課
手づくり体験	食生活改善推進協議会と安堵こども園・安堵小学校との連携により、身近な食材を使っておやつづくりを行い、食育を推進します。つくる過程を学び、つくる楽しさを体験し、食に関する感謝の心を育てます。	安堵こども園 安堵小学校 教育総務課
親と子の食育教室	食生活改善推進員が中心となり、小学生を対象に親子で食のことを考え、「食べものを選ぶ力」、「食べものの味がわかる力」、「料理ができる力」、「食べもののいのちを感じる力」、「元気なからだがわかる力」を親子ではぐくむ機会を設けます。	健康福祉課
幼児と小学生・中学生との交流（食育）	幼児と小学生との稲刈り体験、幼児と中学生との芋ほり体験等、農業体験交流を通して「食」に対する意識を高めていきます。今後、安堵小学校と安堵こども園合同の開催に努めます。	安堵こども園 安堵小学校 安堵中学校
地産地消の推進	安心・安全・安価な地元でとれた野菜等を積極的に安堵小学校、安堵中学校の給食等に取り入れることで、地産地消を推進し、ふるさとに愛着を持つ心を育てます。	産業課 安堵小学校 安堵中学校
農業体験	地域の農家の方々の協力のもと、トウモロコシの収穫やえんどう豆の皮むき等を体験し、地元の農業や地元の農産物について学ぶ場を設けます。	産業課 安堵小学校
学びのひろば（食育）	年に1回、学びのひろば夏休み特別学習会で簡単な調理体験を実施し、「食」に対する意識を高め、子どもたちから家庭に広げる食育を学ぶ機会を設けます。	生涯学習課

### (3) 地域による子育ての充実

少子化や核家族化が進むなかで、子どもと子育て家庭を支える地域の存在は欠かすことができません。地域のボランティアや安寿会(老人会)等との交流を促進し、子どもの成長をサポートします。また、育児不安や虐待、いじめ、青少年期の問題等、さまざまな問題に対処するため、引き続き、住民・関係団体・行政機関・医療機関等が連携・協力するネットワークの構築を図っていきます。

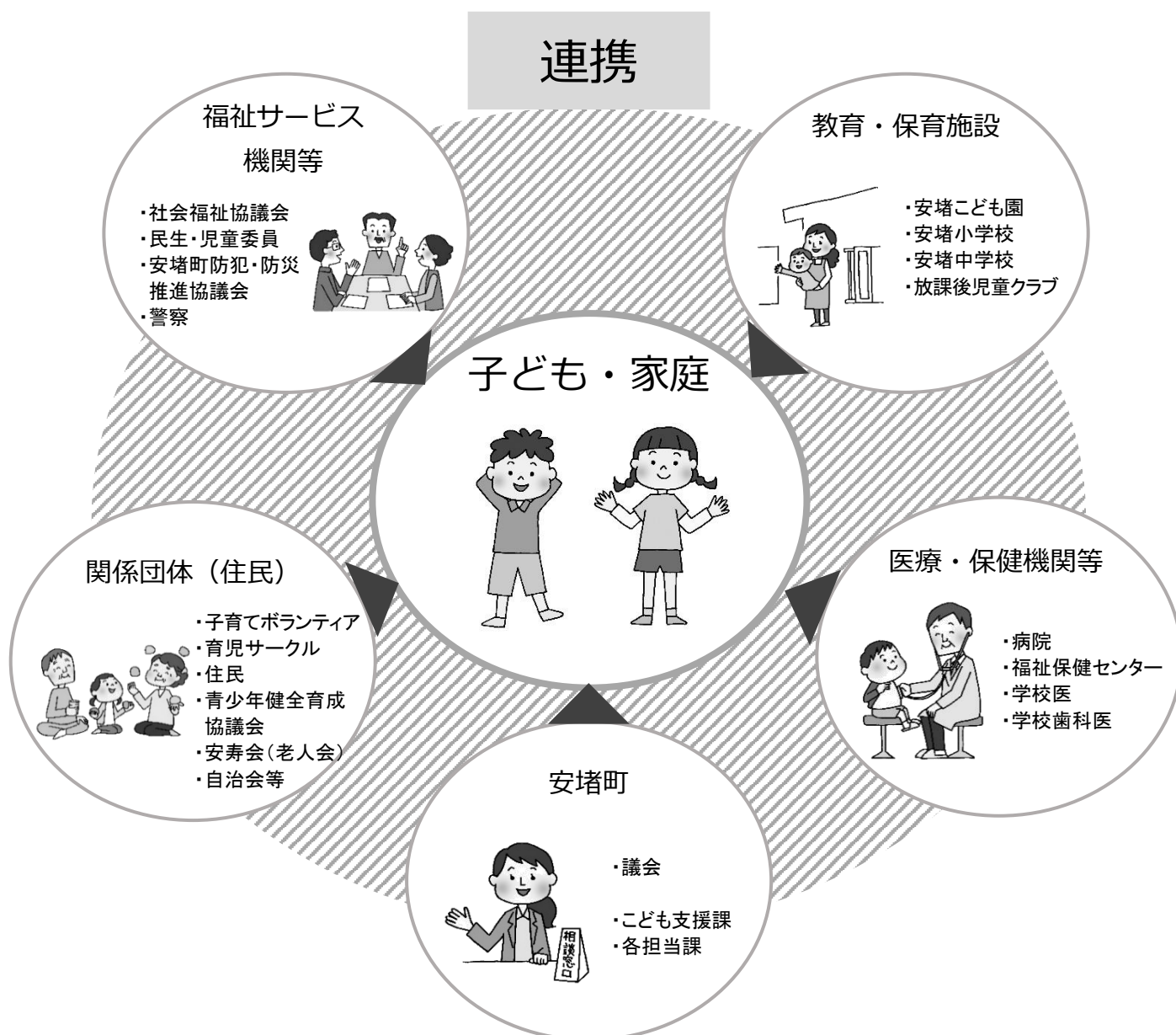
#### ① 地域の教育力の向上

事業名	事業内容	担当課
地域子育て支援拠点事業	平成 29 年3月より事業を実施し、今後も親子で集える場として事業充実に努めます。また、自主サークルを支援し、子育て中の親子の交流・育児相談等を行います。	安堵こども園
絵本との出会い・絵本の広場	図書室が7か月健康相談事業と連携し、絵本を通してぬくもりのある子育てを支援します。	生涯学習課 健康福祉課
園庭開放	園の作品展・バザー開催等の行事の際に園庭を開放し、保護者の責任のもとで、親子・親同士・子同士がそれぞれふれあいを深める場を提供します。	安堵こども園
あいさつ運動	道徳教育を充実するため、あいさつ標語、あいさつカレンダーを作成し、町広報誌に掲載し、引き続き啓発に努めます。	生涯学習課 安堵小学校 安堵中学校
高齢者との世代間交流	安寿会(老人会)等と連携して、子どもたちがおもちつき、昔の遊びやものづくり等を行って、高齢者の豊かな技術を学ぶ機会を設けます。また、PTA夏祭り等で高齢者との交流を推進していきます。	安堵こども園 安堵小学校 社会福祉協議会
花いっぱい運動	安寿会(老人会)の会員による、花壇の花の植え替えや、菊花展を実施しています。草花を育てる活動を通じて、子どもたちの自然を愛する心と環境を守る心を育てます。	社会福祉協議会
幼児と小学生・中学生の交流活動	安堵小学校の金管バンドクラブ、安堵中学校吹奏楽部による演奏や一緒に歌う、楽器にふれさせるなどの交流、安堵中学校の家庭科授業の一環とした幼児向けのおもちゃづくりと、幼児、小学生、中学生との交流、お礼のカードのやり取りに取り組み、異世代間の交流を深めることで地域の教育力向上を目指します。	安堵こども園 安堵小学校 安堵中学校

事業名	事業内容	担当課
総合学習 「思春期子育て 交流体験事業」	小学6年生の総合的な学習の時間に生命の尊厳や慈しみの心、親への感謝の気持ちを育てるために、事前学習やおもちゃづくりを行い、実際に乳児健診・相談に来た乳児及びその保護者と福祉保健センターで交流します。	安堵小学校 健康福祉課
総合学習 「健康」	中学1年生の総合学習「健康」に対し、心身の状況を知り、コミュニケーション能力を高め、生涯にわたる健康づくりのための見通しを立てることができる総合学習を進めます。	安堵中学校 健康福祉課

## ② 子育て支援ネットワークの確立

### ■各関連機関の連携イメージ





#### (4) 特別な支援が必要な子どもへの対応

きめ細かな支援が必要な子どもについて、安堵こども園や安堵小学校、安堵中学校、行政等、それぞれの立場において支援を行います。

##### ① 配慮を要する子どもへの支援

事業名	事業内容	担当課
障害児保育	障害児に対し、支援保育教諭を配し、日常生活の援助やみんなとの遊びを楽しんで経験や体験ができるよう、一人ひとりの子どもに応じた支援を実施します。	安堵こども園
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。	健康福祉課
療育教室	2歳から就学前までの心身の発達等について、心配のある親子を対象に遊びを通じ、療育的な関わりのなかで成長発達を促します。	健康福祉課 社会福祉協議会
就学指導委員会	障害のある幼児、児童及び生徒の適正な就学を図るために、健康診査や参観、審議、教育相談を実施します。	教育総務課
特別支援教育	特別な支援を要する児童に対し、学校に「特別支援教育支援員」を配置するなど、一人ひとりが自分に合った方法で学習し、学校生活を送ることができるよう支援します。	教育総務課
外国につながるのある子どもへの支援	外国につながるのある子どもが、不自由なく成長できるように、保護者の使用可能な言語に配慮した情報提供を実施します。	教育総務課 安堵こども園 安堵小学校 安堵中学校

## 2 子どもがのびのび育つ家庭づくり

### (1) 子育てしやすい家庭環境づくり

子どもの育ちや子育てに関する保護者の不安感や負担感を軽減するため、経済的支援や子育て力向上のための家庭教育、仕事と家庭を両立するための支援、虐待防止に向けた支援等を行います。

#### ① 経済的支援の充実

事業名	事業内容	担当課
子ども医療費助成制度	子どもの健康保持と健やかな育成を図るため、中学生までの医療費助成を行います。また、乳幼児に限り、現物給付を行います。	住民課
児童手当	家庭における生活の安定に寄与するために、児童を養育する者に児童手当を支給します。	こども支援課
児童扶養手当	母子・父子家庭の生活安定と自立を促進するための制度で母子・父子家庭または、父または母が重度の障害を有する者に児童扶養手当を支給します。	こども支援課
特別児童扶養手当	精神、知的または身体に中・重度の障害を有する 20 歳未満の児童を監護する者に、特別児童扶養手当を支給します。	こども支援課
ひとり親家庭等医療費助成制度	配偶者のいない母子家庭、父子家庭で 18 歳未満の児童を扶養している人とその児童または父母のいない 18 歳未満の児童及びこれに準ずる者に対して、保険診療の自己負担金の助成を行います。	住民課

#### ② 家庭教育への支援の充実

事業名	事業内容	担当課
こどもとのふれあい育児の推進	母子保健事業のなかで赤ちゃん体操やベビーマッサージ、絵本、わらべうたを通して、ふれあいを大切にした育児を進めます。	健康福祉課
「おはよう・おやすみ・おてつだい」約束運動の推進	3～5歳の子どもがいる親子を対象に、お互いの関わり方を見直すことを通して、家庭の教育力を向上させ、幼児期における子どもの基本的な生活習慣の向上を支援します。	安堵こども園
約束カレンダーの提供	3～5歳の子どもに約束カレンダーを配布し、家庭で約束ごとなどを決め、毎日実施することで子どもの規範意識の芽生えを培います。	安堵こども園

事業名	事業内容	担当課
子どもの発達段階に応じた学習機会や情報の提供	<p>妊産婦訪問や新生児訪問・乳児訪問、各種健診を通じて、発達段階ごとに適切な関わり方や事故予防についての理解を深める機会を設けています。</p> <p>また、親同士の交流に重点をおき、どの親も仲間で育児の問題等を解決できるように働きかけます。</p>	健康福祉課

### ③ 子育て家庭への支援

事業名	事業内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの啓発	さまざまな機会と媒体を通じて、ワーク・ライフ・バランスの啓発に努めます。	こども支援課

### ④ 虐待防止に向けた支援

事業名	事業内容	担当課
児童虐待防止の普及・啓発	母子健康手帳配布時や各種健診時の機会を活用し、保護者に対し、子どもとの接し方やさまざまな困難への対処法を紹介し、体罰によらない子育てを推進します。	こども支援課 健康福祉課
妊婦とその家族への虐待防止講座	妊娠期から、虐待防止に視点をいた内容の講座を実施します。	こども支援課
育児相談機能の強化	<p>児童及び妊産婦の福祉に関して情報の提供や相談等を行う子ども家庭総合支援拠点を設置する予定であり、相談機能の強化に努めます。</p> <p>また、母子保健事業のそれぞれの場面においては、今後も虐待防止の視点を持って、親子の相談や観察を行います。利用者支援事業(基本型、母子保健型)を基盤に、子育て世代包括支援センター機能の確立を図ります。</p>	こども支援課 安堵こども園 健康福祉課 教育総務課
虐待防止ネットワーク	定期的に要保護児童対策地域協議会を開催し、虐待事例に対応します。また、関連機関との連携支援を行います。	こども支援課

### 3 子どもが安心・安全に育つまちづくり

#### (1) 子どもの安全の確保

子どもが安全に地域で暮らし、遊び、成長していくため、子どもを交通事故や犯罪等の危険から守り、事故や犯罪被害を防止するための講座の開催や指導の実施を通して、安心・安全なまちのなかで子どもたちが育っていけるような整備・支援を進めます。

##### ① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業名	事業内容	担当課
新1年生のための交通安全教室	翌年度に安堵小学校に入学予定の新1年生とその保護者を対象に、交通安全指導を行います。	総務課
交通安全街頭啓発活動	交通安全協会安堵分会、安堵町交通安全母の会の協力のもと、毎月1日、15日、春・秋交通安全県民運動期間に立哨指導を行います。	総務課
交通安全教育にあたる民間指導者の育成	安堵町交通安全母の会の役員に対して立哨指導と家庭での交通安全教育について講演を行います。	総務課
小学生のための自転車教室	安堵小学校において、小学3年生を対象に、警察官・交通巡視員による講話や自転車の正しい乗り方、ヘルメットの着用等について指導を行います。また、防犯についての講話も行います。	総務課
通学路合同点検	子どもたちの登下校時の安全を確保するため、関係機関が連携して、通学路の合同点検を行います。	教育総務課

##### ② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業名	事業内容	担当課
安堵町生活安全推進事業	安全で住みよい地域社会を築くための防犯意識の高揚を図り、会議等を開催します。	総務課
生駒郡内児童・生徒の安全を確保するためのネットワーク	園児・児童・生徒に対して危険がおよぶ可能性のある犯罪及び事件等について、町内外の関係機関が連携して情報交換をすることで再発防止に努めます。	総務課 教育総務課

事業名	事業内容	担当課
「こども 110 番の家」の旗の設置	子どもたちに対する犯罪を未然に防ぐため、町内の家庭や店舗に依頼し、子どもたちが事件に遭遇した際に逃げ込める目印となる「こども 110 番の家」の旗を設置します。また、定期的に設置状況や利用状況の把握を行い、子どもの安全を守る活動を推進します。	生涯学習課
子どもの交通安全・防犯	「子どもの交通安全・防犯」をテーマに取り上げ、安堵町交通安全母の会、西和警察の協力を得て、交通安全・防犯に関するDVDを用い、わかりやすく講座を実施します。	総務課

### ③ 子どもの健全育成の推進

事業名	事業内容	担当課
放課後及び夜間の街頭巡回指導	青少年健全育成協議会が主体となり、夕刻及び夜間に寄り集まっている子どもの指導を実施します。	生涯学習課
公園や道路等の整備	毎年度、緑地か所の維持管理及び遊具等の点検・修繕を行います。中央公園では利用者の年齢層別にゾーンを分けるなどし、安全に公園を利用できるよう努めます。各大字の公園については、子どもが安全でのびのびと遊ぶことができるよう、自治会と協力して維持管理に努めます。 引き続き、路面の改良及び補修等は計画的に進めます。また、道路の溝や排水溝の雑草についても、計画的に除草を行います。	建設課

## 第6章 量の見込みと確保の内容

### 1 事業の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」（どのくらいの需要があるか）、「確保の内容」（どのくらい供給するか）、「実施時期」を定めるものとされています。

教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域とする必要があります。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本町においては、効率的な資源の活用を可能とし、町内ニーズを柔軟に吸収、またそれに応じた対応ができるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全町）とします。

### 2 量の見込みと確保の方策

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定する必要があります。また、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえたうえで設定することとされています。

#### ■国の示す量の見込みの算出方法

- ・当該市町村に居住する子どもとその保護者の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況や利用希望を踏まえて設定すること。
  - ・認定の区分（1号認定・2号認定・3号認定）に加え、0歳、1～2歳、3～5歳の3区分で設定すること。
- ※待機児童の中心である0～2歳の子どもの保育利用率について、国が目標値設定の考え方を提示し、各市町村が計画期間内における目標値を設定するため。
- ※量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向や女性の就業率の上昇等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠等について透明性の確保が必要。（地方版子ども・子育て会議等における議論等）

## (1) 教育・保育事業の提供

### ■教育事業

単位：実利用人数／年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1号・2号※	1号・2号※	1号・2号※	1号・2号※	1号・2号※
①量の見込み (必要利用定員総数)	22	25	24	25	24
②確保の内容	30	30	30	30	30
②－①	8	5	6	5	6

※2号認定のうち、教育の利用希望が強い者

○町内には令和元年度に開園した安堵こども園が1か所あり、1号認定対象者と教育のニーズがある2号認定対象者については、当該安堵こども園を利用する予定です。

### ■保育事業

単位：実利用人数／年間

	令和2年度			令和3年度		
	2号	3号		2号	3号	
	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	76	8	60	86	8	58
②確保の内容	100	15	55	100	15	55
②－①	24	7	△5	14	7	△3

	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	83	8	55	85	8	55	82	8	55
②確保の内容	100	15	55	100	15	55	100	15	55
②－①	17	7	0	15	7	0	18	7	0

○安堵こども園の利用については、3号認定（1～2歳児）を除いて、各年度とも量の見込みを確保できる予定です。3号認定（1～2歳児）の保育のニーズは上昇しており、待機児童が発生しないよう確保の内容を検討します。

○令和2年度の保育利用率は51.9%、令和6年度まで55.6%程度の保育利用率を設定しています。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供

### ■延長保育事業

単位:実利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	26	27	27	27	26
②確保の内容	26	27	27	27	26
②-①	0	0	0	0	0

○延長保育事業は、安堵こども園で実施しており（18:30～19:00）、各年度とも量の見込みを確保できる予定です。

### ■放課後児童健全育成事業

単位:実利用人数/年間

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	1年生	19	11	18	15	17
	2年生	25	26	15	25	20
	3年生	11	15	16	9	15
	4年生	10	6	9	9	5
	5年生	6	7	5	6	6
	6年生	3	3	4	2	3
	①合計	74	68	67	66	66
②確保の内容		70	70	70	70	70
②-①		△4	2	3	4	4

○放課後児童健全育成事業は、平成28年度より放課後児童クラブの対象学年が全学年となりました。「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、今後も事業を推進し、子どもの居場所づくりを進めます。



■子育て短期支援事業(ショートステイ)

単位:延べ利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

○子育て短期支援事業(ショートステイ)は、実績はありませんが、緊急的に支援が必要になる場合を考慮し、毎年1人程度の受け入れを想定し確保します。

■地域子育て支援拠点事業

単位:延べ利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	854	835	810	797	797
②確保の内容	854	835	810	797	797
②-①	0	0	0	0	0

○地域子育て支援拠点事業は、平成29年3月に事業を開始しました。今後も利用者のニーズに対応できるように、親子の交流や子育て相談が気軽にできる場所として、保育施設の整備や保育の提供体制のより一層の充実を図ります。

■一時預かり事業(幼稚園型)

単位:延べ利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	126	126	126	126	126
②確保の内容	126	126	126	126	126
②-①	0	0	0	0	0

○一時預かり事業(幼稚園型)は、安堵こども園で実施しており(14:30~16:30)、各年度とも量の見込みを確保できる予定です。

■一時預かり事業(幼稚園型を除く)

単位:延べ利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	846	886	859	863	846
②確保の内容	846	886	859	863	846
②-①	0	0	0	0	0

○一時預かり事業(幼稚園型を除く)は、安堵こども園で実施しており(平日8:30~17:00、土曜日8:30~12:30)、各年度とも量の見込みを確保できる予定です。

■ファミリー・サポート・センター(就学児のみ)

単位:延べ利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

○ファミリー・サポート・センター(就学児のみ)は、実績、アンケートから把握したニーズともに0であったため、今後も町内での実施は予定していません。

■病児保育事業

◎病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業) 単位:延べ利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

○病児保育事業は、必要に応じて、病院等に委託することも含め実施できるよう検討していきます。

■利用者支援事業

単位:か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	[基本型・特定型]	1	1	1	1	1
	[母子保健型]	1	1	1	1	1
②確保の内容	[基本型・特定型]	1	1	1	1	1
	[母子保健型]	1	1	1	1	1
②-①	[基本型・特定型]	0	0	0	0	0
	[母子保健型]	0	0	0	0	0

○利用者支援事業は、今後とも、この拠点において利用者のニーズに対応ができるように実施していきます。

■乳児家庭全戸訪問事業

単位:実利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	44	44	44	43	43
②確保の内容	44	44	44	43	43
②-①	0	0	0	0	0

○乳児家庭全戸訪問事業は、産婦訪問とともにすべての出生児に対して実施します。

■養育支援訪問事業

単位:実利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の内容	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

○養育支援訪問事業は、配慮を要する子ども・家庭を随時訪問し、相談や家事・育児の支援を行います。

■妊婦健康診査

単位:実利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	44	44	44	43	43
②確保の内容	44	44	44	43	43
②-①	0	0	0	0	0

○妊婦健康診査は、母子健康手帳交付とともに妊婦健康診査補助券を発行して、すべての妊婦が健康診査を受けられるよう支援します。

# 第7章 計画の推進にあたって

## 1 計画の推進の担い手と役割

### (1) 子ども・家庭・地域

- ① 子どもたち自身が、自分の持っている力を伸ばして育とうとすること。
- ② 社会の基礎となり、子どもが生まれ育つ基本的な場である家庭が、子どもを育てる力を持つこと。
- ③ 地域が人と人とのつながりを大切にして、子どもや子育て家庭を見守り、支える意識を持つこと。

それらがうまく発揮できるまちになるため、地域住民とともに、地域全体で子育てを支援していく体制づくりをさらに進めます。

### (2) 関係機関・関係行政

住民と関係機関・関係行政が協働することで、地域の実情がより明確になり、実情に応じた効果的かつ、着実な計画の推進を図ることができます。住民や住民組織等の理解と自主的な取り組みを支援するなど、持てる地域資源を最大限に活用しながら、住民と行政が協働して推進していく体制の整備に努めます。そして、地域における子育て支援や子育て相談、母子保健施策、児童の健全育成対策等の充実に向けた施策の積極的な展開を図ります。

# 資料編

## 1 アンケート調査実施概要

### (1) 調査の目的

本調査は、「第2期安堵町子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、保育ニーズや本町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、町民意向調査（アンケート調査）として実施しました。

### (2) 調査概要

- 調査地域：安堵町全域
- 調査対象者：安堵町内在住の「就学前児童・小学1～4年生」がいる世帯・保護者
- 調査期間：平成30年11月22日（木）～平成30年12月7日（金）
- 調査方法：[就学前児童] 郵送による配布・回収  
及び保育園を通じた直接配付・回収  
[小学生] 安堵小学校を通じた直接配付・回収

調査票	調査対象者数	有効回収数	有効回収率
就学前・小学生共通	487	317	65.1%

### (3) アンケート調査結果のグラフの見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても同様です。
- 複数回答（複数の選択肢から1つもしくは2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

## 2 安堵町子ども・子育て会議設置要綱

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業の実施にあたり、子ども・子育てに係る関係者等から広く意見を聴取するため、安堵町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 会議は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げるもの。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

### (組織)

第3条 会議の委員は、15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援関係者
- (4) 教育関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

### (会長等)

第4条 会議に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、会長及び副会長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

第7条 会議の庶務は、こども支援課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。



### 3 安堵町子ども・子育て会議委員名簿

#### <安堵町子ども・子育て会議委員>

(順不同・敬称略)

役職名等	委員氏名
畿央大学 現代教育学科教授	粕井 みづほ
安堵町区長会代表	福田 昭彦
奈良県中和福祉事務所長	藤山 清志
安堵町主任児童委員	濱川 司
安堵小学校 PTA 代表	島田 昌知
安堵こども園愛護会代表	笠原 陽子
安堵町子ども会連絡協議会代表	岡村 絵美
安堵町議会代表	浅野 勉
安堵町副町長	堀口 善友
安堵町教育長	楮山 素伸(～令和元年9月30日)
	辰己 秀雄(令和元年10月1日～)

#### <安堵町子ども・子育て会議幹事会名簿>

(順不同・敬称略)

課名等	氏名
総合政策課	佐藤 健太
健康福祉課	栗本 和美
教育総務課	塩野 里佳
こども園	川端 三喜子
こども支援課	石橋 史生
こども支援課	木村 英行



## 第2期安堵町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

発行：安堵町 編集：安堵町 こども支援課

〒639-1061 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 853

TEL：0743-57-1591 FAX：0743-57-1592